

甲 府 市 公 報

第 1351 号

発行所 甲 府 市 役 所
 発行人 甲 府 市
 (毎月 5 日 発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日)
 印刷所 サンニチ印刷
 甲府市北口二丁目 6 番 10 号

目 次

[条 例]

甲府市事務分掌条例の一部を改正する条例…………… 114
 甲府市暴力団排除条例…………… 114
 甲府市墓地等の経営の許可等に関する条例…………… 116
 甲府市準用河川占用料徴収条例…………… 120
 甲府市市税条例の一部を改正する条例…………… 122
 甲府市介護保険条例の一部を改正する条例…………… 123
 甲府市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例…………… 125
 都市計画法施行令の規定に基づく開発行為の規模を定める条例の一部を改正する条例…………… 125
 甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例…………… 126
 甲府市水道事業給水条例の一部を改正する条例…………… 126
 甲府市下水道条例の一部を改正する条例…………… 127
 甲府市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例…………… 128
 甲府市立図書館条例の一部を改正する条例…………… 128
 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例…………… 129
 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例…………… 129
 甲府市市税条例の一部を改正する条例…………… 130

[規 則]

甲府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例…………… 134
 甲府市基準該当障害者福祉サービス事業者の登録等に関する規則…………… 134
 公有地の拡大の推進に関する法律施行令第 4 条ただし書の規定に基づく規模を定める規則…………… 140
 平成 24 年 4 月 1 日における号給の調整に関する規則…………… 140
 甲府市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則…………… 143
 甲府市準用河川管理規則…………… 154
 甲府市事務分掌規則の一部を改正する規則…………… 158
 市長の権限に属する事務の一部を委員会等に委任する規則の一部を改正する規則…………… 160
 甲府市公印規則の一部を改正する規則…………… 160
 甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則…………… 161
 甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則…………… 161
 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則…………… 163

甲府市職員管理職手当支給規則の一部を改正する規則…………… 163
 甲府市保育料徴収規則の一部を改正する規則…………… 164
 甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 164
 甲府市斎場条例施行規則の一部を改正する規則…………… 166
 甲府市地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則…………… 167
 甲府市開発行為等の許可基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 168
 甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則…………… 168
 甲府市消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則…………… 170

[規 程]

甲府市事案決定規程の一部を改正する規程…………… 170
 甲府市文書取扱規程の一部を改正する規程…………… 172

[告 示]

配当計算書（謄本）公示送達…………… 172

正する規程	193
甲府市上下水道局会計規程の一部を改正する規程	196
甲府市上下水道局公印管守規程等の一部を改正する規程	196
甲府市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程	198
入札告示（3件）	198
指定給水装置工事事業者の指定告示	203
下水道工事指定店の指定告示	203
公印廃止告示	203

[甲府市災害対策本部]

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程	204
-------------------------	-----

[甲府市地震災害警戒本部]

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程	206
---------------------------	-----

[任 免 辞 令]

市長事務部局	208
教育委員会	208
上下水道局	208

条例

甲府市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月14日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第1号

甲府市事務分掌条例の一部を改正する条例

甲府市事務分掌条例（昭和48年4月条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条企画部の項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) リニア中央新幹線及び総合交通体系に関すること。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

甲府市暴力団排除条例をここに公布する。

平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第2号

甲府市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全かつ平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団の排除 暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより市内の事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (5) 暴力団事務所 暴力団の活動拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、社会全体として、暴力団及び暴力団事務所の存在が市内の事業活動又は市民生活に不当な影響を及ぼすものであることを認識した上で、

暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないこと並びに暴力団事務所を開設させないことを基本として推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、市、市民、事業者、関係機関及び関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市の事務及び事業における暴力団の排除、市民及び事業者に対する支援その他の暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、暴力団の排除に関する施策の実施に当たっては、市民、事業者、関係機関及び関係団体との連携を図るものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図りながら取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。）により暴力団を利することとならないようにするとともに、暴力団との関係の遮断その他自主的な暴力団の排除に取り組むよう努めるものとする。

3 市民及び事業者は、市がこの条例に基づき実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

4 市民及び事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(職員等への不当な要求に対する措置)

第6条 市は、職員が暴力団員等による不当な要求に対し適切に対処するための指針の策定、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が、公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務において暴力団員等による不当な要求に対し適切に対処するための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市の契約事務における暴力団の排除)

第7条 市は、公共工事の発注その他の契約に関する事務の執行により暴力団の活

動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者又はこれらの者がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）である法人の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

(給付金の交付における暴力団の排除)

第8条 市は、補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金を交付する事業の実施により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

(市の事務及び事業からの暴力団の排除)

第9条 前3条に規定するもののほか、市は、その行う事務又は事業によって暴力団を利することとならないよう暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者について、暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者に対する支援)

第10条 市は、市民及び事業者が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図りながら取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第11条 市は、暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団から危害を加えられるおそれがあると認められる者の安全を確保するため、警察官による保護の依頼その他の必要な措置を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第12条 市は、法第32条の2第1項の規定により公安委員会が指定した山梨県暴力追放運動推進センターその他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体等と連携し、市民及び事業者が暴力団の排除の重要性について理解を深め、暴力団の排除の気運が醸成されるよう広報及び啓発を行うものとする。

(県への協力)

第13条 市は、県において暴力団の排除のための施策が講じられるよう、県に対し、情報の提供その他の必要な協力をを行うものとする。

(青少年に対する指導等)

第14条 市は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1

条に規定する中学校及び高等学校に限る。)において、その生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないようにするための教育が行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

(利益の供与の禁止)

第15条 市民及び事業者は、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与(以下この条において「利益の供与」という。)をすること。
- (2) 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。
- (3) 情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をすること。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行として利益の供与をする場合その他正当な理由のある場合は、この限りでない。

(祭礼等からの暴力団の排除)

第16条 祭礼、花火大会、興行その他の多数の者が特定の目的のために一時的に集合する行事の主催者又はその運営に携わる者は、当該行事により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、当該行事が行われる場所において暴力団員に露店を出させないことその他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

甲府市墓地等の経営の許可等に関する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第3号

甲府市墓地等の経営の許可等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の経営の許可等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(事前協議等)

第3条 法第10条第1項に規定する墓地等の経営の許可又は同条第2項の規定による墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可を受けようとする者(以下「設置等予定者」という。)は、あらかじめ、当該墓地等の経営の計画について、市長と協議しなければならない。

2 設置等予定者は、前項の規定による協議を行う場合は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した協議書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 協議区分
- (3) 墓地等の名称
- (4) 墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- (5) 経営の計画の概要
- (6) 墓地等の構造
- (7) 工事の着手及び完了の予定年月日

3 市長は、第1項の規定による協議があった場合は、設置等予定者に対し必要な助言及び指導を行うことができる。

4 市長は、第1項の規定による協議があった場合において、墓地等の経営の計画が関係法令及び第12条に規定する許可の基準に適合していると認めるときは、その旨を記載した書類（以下「協議済書」という。）を設置等予定者に交付するものとする。

5 設置等予定者は、前項の協議済書の交付を受けた後でなければ、墓地等に係る造成、建設その他の工事に着手してはならない。

（説明会の開催及び標識の設置）

第4条 設置等予定者は、規則で定めるところにより、近隣住民等（規則で定めるものをいう。以下同じ。）に対し墓地等の経営の計画についての説明会を開催しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めるときは、この限りでない。

2 設置等予定者は、当該墓地等の経営の計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、当該墓地等の経営の計画に係る土地の見やすい場所に標識を設置しなければならない。ただし、市長が必要でないと認めるときは、この限りでない。

3 設置等予定者は、説明会を開催したとき、又は標識を設置したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

（隣接者の同意）

第5条 設置等予定者は、規則で定めるところにより、墓地等の経営の計画に係る土地に隣接する土地の所有者及び使用者に当該墓地等の経営の計画を説明し、これらの者から同意を得るよう努めなければならない。

（近隣住民等との協議）

第6条 設置等予定者は、墓地等の経営の計画について近隣住民等から協議の申出があった場合は、これに誠実に応じるよう努めなければならない。

2 設置等予定者は、前項の規定により協議を行ったときは、遅滞なく、市長に協議の結果を報告しなければならない。

（工事の着手）

第7条 第3条第4項に規定する協議済書の交付を受けた者（以下「事前協議済

者」という。）は、墓地等の工事に着手しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（経営の計画の変更）

第8条 事前協議済者は、墓地等の経営の計画を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長と協議し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による墓地等の経営の計画の変更が次の各号のいずれかに該当するときは、事前協議済者は、改めて事前協議を行わなければならない。

(1) 設置等予定者を変更するとき。

(2) 計画面積の2分の1を超えて土地利用及び配置を変更するとき。

(3) 埋葬に係る墳墓の所在しない墓地から埋葬に係る墳墓の所在する墓地に変更するとき。

(4) 正当な理由がなく、工事の着手の予定日から6月を経過しても当該工事に着手しないとき。

(5) 正当な理由がなく、工事の完了の予定日から1年を経過しても当該工事が完了しないとき。

(6) その他既に協議された墓地等の経営の計画との一体性が失われると市長が認めるとき。

（経営の許可申請）

第9条 法第10条第1項に規定する墓地等の経営の許可を受けようとする者は、墓地等の工事の完了後、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 墓地等の名称

(3) 墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積

(4) 経営の計画の概要

(5) 墓地等の構造

(6) 工事の完了年月日

（変更の許可申請）

第10条 法第10条第2項の規定による墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可を受けようとする者は、墓地等の工事の完了後、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 墓地等の名称
- (3) 変更に係る墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- (4) 変更後の経営の計画の概要
- (5) 変更後の墓地等の構造
- (6) 変更に係る工事の完了年月日
- (7) 変更の理由
（廃止の許可申請）

第11条 法第10条第2項の規定による墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 墓地等の名称
- (3) 廃止に係る墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- (4) 廃止の理由
（許可の基準）

第12条 市長は、法第10条第1項に規定する墓地等の経営の許可の申請があった場合において、当該申請が第3条から第5条までに定める手続を経たもので、当該申請に係る墓地等を経営しようとする者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該墓地等が次条から第18条までに規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 地方公共団体
- (2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人で、同法の規定により登記された主たる事務所を3年以上市内に有し、かつ、

永続的に自己の所有地において墓地等を経営しようとするもの

- (3) 墓地等の経営を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人で、同法の規定により登記された主たる事務所を3年以上市内に有し、かつ、永続的に自己の所有地において墓地等を経営しようとするもの
- (4) その他市長が認める者

2 市長は、法第10条第2項の規定による墓地の区域の変更の許可の申請があった場合において、当該変更により新たに墓地となる区域の経営が当該変更をする前の経営と一体性を有するものとして規則で定める要件に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合にあってはそれぞれ当該各号に規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の規定による変更の許可をしてはならない。

- (1) 当該変更により新たに墓地となる区域がある場合 当該墓地の経営が前項に規定する墓地等の経営の許可の基準に適合していること。
- (2) 当該変更により墓地でなくなる区域があり、かつ、改葬を必要とする場合 当該区域の改葬が完了していること。

3 市長は、法第10条第2項の規定による納骨堂又は火葬場の施設の変更の許可の申請があった場合において、当該申請に係る納骨堂又は火葬場の経営が第1項に規定する墓地等の経営の許可の基準に適合していると認められるときでなければ、法第10条第2項の規定による変更の許可をしてはならない。この場合において、当該変更により改葬を必要とするときは、当該改葬が完了していなければならない。

4 市長は、法第10条第2項の規定による墓地又は納骨堂の廃止の許可の申請があった場合（引き継いで法第10条第1項に規定する許可を受けて経営する者がある場合を除く。）において、当該申請に係る墓地又は納骨堂の改葬が完了していると認められるときでなければ、法第10条第2項の規定による廃止の許可をしてはならない。

（墓地の設置場所の基準）

第13条 墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、第1号及び第2号の距離については、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 埋葬に係る墳墓の所在する墓地にあっては、国道、県道、鉄道、河川、公園、学校、病院その他の公共施設及び住居から墓地までの水平距離は、300メートル以上であること。
- (2) 埋葬に係る墳墓の所在しない墓地にあっては、国道、県道、鉄道、河川、公園、学校、病院その他の公共施設及び住居から墓地までの水平距離は、100メートル以上であること。
- (3) 飲料水を汚染するおそれのない場所であること。

(墓地の施設構造の基準)

第14条 区域の面積が1ヘクタール未満である墓地は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 墓地の周囲に樹木等による障壁を設けること。
- (2) 墓地内の通路は、砂利敷その他のぬかるみにならない構造とし、その幅員は、1メートル以上とすること。
- (3) 墓地内に雨水及び汚水を排出するための排水路その他の排水施設を設けること。
- (4) 墓地内に適当な緑地を設けること。
- (5) 墓地に管理事務所、便所及び水道施設を設けること。

2 区域の面積が1ヘクタール以上である墓地は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 前項第3号から第5号までに掲げる基準
- (2) 墳墓の面積の総計は、墓地の区域の面積の3分の1以下とすること。
- (3) 墓地の周囲にかん木等を配置した緑地帯を設けること。
- (4) 墓地内の通路は、砂利敷その他のぬかるみにならない構造とし、その幅員は、幹線となるものにあつては6メートル以上、その他のものにあつては2メートル以上とすること。
- (5) 墓地に駐車場を設けること。

(納骨堂の設置場所の基準)

第15条 納骨堂の設置場所は、寺社、教会等の境内地又は墓地若しくは火葬場の区域内であること。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

(納骨堂の施設構造の基準)

第16条 納骨堂は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 納骨堂の周囲に樹木等による障壁を設けること。ただし、建物の一部において他の施設と区分して経営する納骨堂にあっては、この限りでない。
- (2) 納骨堂に管理事務所、休憩所、便所及び水道施設を設けること。ただし、管理事務所、休憩所、便所及び水道施設が近くにあり、納骨堂の利用者が使用することに特に支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。
- (3) 納骨堂は、耐火構造とし、内部の設備には、不燃材料を用いること。
- (4) 納骨堂に除湿のための設備を設けること。
- (5) 納骨堂の出入口及び納骨装置（焼骨を納めた容器を保管する装置をいう。以下同じ。）には、施錠ができること。ただし、納骨装置の存する場所への立入り方が納骨堂の管理者に限られている場合の納骨装置は、この限りでない。

(火葬場の設置場所の基準)

第17条 火葬場の設置場所は、国道、県道、鉄道、河川、公園、学校、病院その他の公共施設及び住居から水平距離で300メートル以上離れていること。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。

(火葬場の施設構造の基準)

第18条 火葬場は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 火葬場の周囲に樹木等による障壁を設けること。
- (2) 火葬炉に防臭、防じん及び防音のための装置を設けること。
- (3) 火葬場に管理事務所、待合室、便所及び水道施設を設けること。
- (4) 火葬炉が存する建物及び火葬によって生じた骨灰のうち、遺族が収骨した残余のものを納めた容器等を保管する施設には、施錠ができること。

(墓地等の経営許可の決定等)

第19条 市長は、法第10条第1項に規定する墓地等の経営の許可、同条第2項の規定による墓地の区域若しくは納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可又は同項の規定による墓地等の廃止の許可の申請があつた場合において、当該申請が第12条に規定する許可の基準に適合していると認めるときは許可書を交付し、適合していないと認めるときはその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する許可に公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。

(みなし許可に係る届出)

第20条 法第11条第1項又は第2項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされた墓地又は火葬場の経営者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(経営者が講じなければならない措置)

第21条 区域の面積が1ヘクタール以上である墓地の経営者は、当該墓地の出入口に当該経営者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)その他規則で定める事項を表示しなければならない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、山梨県墓地、埋葬等に関する法律施行条例(平成11年山梨県条例第48号)の規定により知事がした許可等の処分その他の行為又は知事に対してなされている許可の申請は、この条例の相当規定により市長がした許可等の処分その他の行為又は市長に対してなされた許可の申請とみなす。

甲府市準用河川占用料徴収条例をここに公布する。

平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第4号

甲府市準用河川占用料徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)

第100条第1項に規定する準用河川について、法第32条第1項の規定に基づき市が徴収する土地占用料(以下「占用料」という。)の額及び徴収方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(占用料の額)

第2条 占用料は、別表に定める額(その額が100円未満であるときは、100円)とする。

2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月に満たないときの占用料は、当該占用について同項の規定により算定した額に100分の105を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(占用料の徴収方法)

第3条 市長は、前条の占用料を占用開始の前に徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分をその年度の始めに徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、占用料が特に多額である場合又はその他の理由がある場合において、当該占用料を一時に全額納入することが困難であると認めるときは、占用者の申請によりこれを3回以内に分割して納入させることができる。

(占用料の減免)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減額し、又は免

除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が土地の占有を行うとき。
- (2) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(占用料の還付)

第5条 既に納めた占用料は、還付しない。ただし、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第18条第2項第2号に該当するときその他市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

占用の目的及び態様の区分		単位	金額
物置、倉庫、小屋、橋りょうその他これらに類する工作物		占有面積1平方メートルにつき1	150円
道路、階段、物置場その他これらに類するもので工作物を設置しないもの		年	100円
柱類	第1種電柱	1本につき1年	1,000円
	第2種電柱		1,600円
	第3種電柱		2,200円
	第1種電話柱		930円
	第2種電話柱		1,500円
	第3種電話柱		2,100円
	その他のもの		72円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルに	10円
地下に設ける電線その他の線類		つき1年	5円
広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円
管類	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルに	48円

もの	つき1年	
外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		72円
外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		95円
外径が0.2メートル以上 0.4メートル未満のもの		190円
外径が0.4メートル以上 1メートル未満のもの		480円
外径が1メートル以上のもの		950円

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 占有面積、表示面積若しくは占有する物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、当該面積若しくは長さ又は当該端数を1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 6 許可に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の

端数があるときの占用料は、月割をもって計算するものとする。この場合において、1月未満の端数があるときは、当該端数を1月として計算するものとする。

甲府市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第5号

甲府市市税条例の一部を改正する条例

甲府市市税条例（昭和25年8月条例第29号）の一部を次のように改正する。

第72条中「4,618円」を「5,262円」に改める。

附則第12条の2第1項中「2,190円」を「2,495円」に改める。

附則第17条を次のように改める。

第17条 削除

附則第32条第1項中「この条において」を「この項において」に、「」については「」がある場合には、特例損失金額（同項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「平成24年度以後の年度分」の次に「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成23年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成23年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項を同条第3項とする。

附則に次の1条を加える。

（個人の市民税の税率の特例等）

第34条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第25条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第26条の規定の適用については、「前条第1項の額」とあるのは、「前条第1項の額に500円を加算した額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第17条の改正規定及び次条の規定 平成25年1月1日

(2) 第72条の改正規定、附則第12条の2第1項の改正規定及び附則第3条の規定 平成25年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（この条例による改正前の甲府市市税条例（以下「旧条例」という。）第34条に規定する退職手当等をいう。）に係る旧条例附則第17条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

甲府市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第6号

甲府市介護保険条例の一部を改正する条例

甲府市介護保険条例（平成12年3月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条各号列記以外の部分中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同条第1号及び第2号中「2万4,990円」を「3万3,120円」に改め、同条第3号中「3万7,490円」を「4万9,680円」に改め、同条第4号中「4万9,990円」を「6万6,250円」に改め、同条第5号中「5万9,980円」を「7万9,500円」に改め、同号イ中「又は第8号イ」を「、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同条第9号中「9万8,480円」を「15万2,370円」に改め、同号を同条第13号とし、同条第8号中「8万7,480円」を「11万5,930円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第11号イ又は第12号イ」を加え、同号を同条第9号とし、同号の次に次の3号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者 13万2,500円

ア 合計所得金額が600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 13万9,120円

ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 14万5,750円

ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第6条第7号中「7万4,980円」を「9万9,370円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「6万2,480円」を「8万6,120円」に改め、同号イ中「又は第8号イ」を「、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 次のいずれかに該当する者 8万2,810円

ア 合計所得金額が190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

第9条第3項中「若しくは第8号イ」を「、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イ」に、「第8号まで」を「第12号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の甲府市介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例）

3 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第6条の規定にかかわらず4万6,370円とする。

4 令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第6条の規定にかかわらず6万2,930円とする。

甲府市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第7号

甲府市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

甲府市地方卸売市場業務条例（平成22年12月条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表中

バナナ加工施設使用料	建物機械一式 579,000円	」を 」に
定温倉庫使用料	1平方メートルにつき 920円	

改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

都市計画法施行令の規定に基づく開発行為の規模を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第8号

都市計画法施行令の規定に基づく開発行為の規模を定める条例の一部を改正する条例

都市計画法施行令の規定に基づく開発行為の規模を定める条例（平成17年12月条例第72号）の一部を次のように改正する。

第2条中「東八代都市計画区域」を「笛吹川都市計画区域」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第9号

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例

甲府市市営住宅条例（平成9年9月条例第54号）の一部を次のように改正する。

第6条中「令第6条第1項」を「規則」に改める。

附則に次の1項を加える。

（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第32条の規定の施行に伴う経過措置）

9 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）第32条の規定の施行の日から同条の規定による改正後の法第23条第1号口の規定に基づく条例が制定施行されるまでの間における第6条の規定の適用については、同条第2号ア中「その他の令」とあるのは「その他の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第424号）第1条の規定による改正前の令（以下この号において「旧令」という。）」と、「令第6条第5項第1号」とあるのは「旧令第6条第5項第1号」と、同号イ及びウ中「令」とあるのは「旧令」とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

甲府市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第10号

甲府市水道事業給水条例の一部を改正する条例

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）の一部を次のように改正する。

第23条の2を削る。

第29条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第34条第1号、第36条第4号及び第37条中「及び第23条の2」を削る。

附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第29条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする改正規定 平成24年4月1日

(2) 第23条の2を削る改正規定並びに第34条第1号、第36条第4号及び第37条の改正規定並びに次項の規定 平成24年9月1日

2 この条例による改正後の甲府市水道事業給水条例の規定は、平成24年11月1日以後の水道メーター検針に係る水道料金から適用し、同日前の水道メーター検針に係る水道料金については、なお従前の例による。

甲府市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第11号

甲府市下水道条例の一部を改正する条例

甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号）の一部を次のように改正する。

第13条中「次の各号に掲げる区域に応じ、当該各号の」を「次の」に改め、同条各号を削り、同条に次の表を加える。

汚水の種別	基本使用料	水量使用料	
		汚水量区分	金額（1立方メートルにつき）
一般汚水	460円	1立方メートルから10立方メートルまで	70円
		11立方メートルから20立方メートルまで	105円
		21立方メートルから30立方メートルまで	120円
		31立方メートルから60立方メートルまで	190円
		61立方メートルから500立方メートルまで	230円
		501立方メートル以上	245円
浴場汚水			30円

備考

- 1 一般汚水とは、浴場汚水以外の汚水で、公共下水道に排除するものをいう。
- 2 浴場汚水とは、山梨県公衆浴場法施行条例（昭和41年山梨県条例第46号）第2条第1項に定める一般浴場の用に供した汚水で、公共下水道に排除するものをいう。

附 則

- 1 この条例は、平成24年9月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市下水道条例の規定は、平成24年11月分として徴収する使用料から適用し、同月前の月分として徴収する使用料については、なお従前の例による。

甲府市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第12号

甲府市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例

甲府市公民館設置及び管理条例（昭和29年12月条例第57号）の一部を次のように改正する。

第5条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

附 則

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第5条第1項の規定により設置された甲府市公民館運営審議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日にこの条例による改正後の第5条第2項の規定により甲府市公民館運営審議会の委員に委嘱された者とみなし、その任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成24年6月30日までとする。

甲府市立図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第13号

甲府市立図書館条例の一部を改正する条例

甲府市立図書館条例（平成8年6月条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

附 則

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第4条第1項の規定により設置された図書館協議会の委員に任命されている者は、この条例の施行の日にこの条例による改正後の第4条第3項の規定により図書館協議会の委員に任命された者とみなし、その任期は、同条第4項本文の規定にかかわらず、平成24年7月31日までとする。

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第14号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和51年12月条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第15号

教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与等に関する条例（昭和28年1月条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第9項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

甲府市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月31日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第16号

甲府市市税条例の一部を改正する条例

甲府市市税条例（昭和25年8月条例第29号）の一部を次のように改正する。
第29条の2第1項ただし書中「、寡婦（寡夫）控除額」を削る。

第35条第7項中「第10条の2の11」を「第10条の2の10」に改める。

附則第5条の2第7項中「第7条第9項各号」を「第7条第8項各号」に改め、
同条第8項中「第7条第10項各号」を「第7条第9項各号」に改める。

附則第6条の見出し中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度
から平成26年度まで」に改め、同条第6号中「第18条第7項」を「第18条第
6項」に、「第18条第2項」を「第18条第6項」に改める。

附則第6条の2の見出し中「平成22年度又は平成23年度」を「平成25年度
又は平成26年度」に改め、同条第1項中「平成22年度分又は平成23年度分」
を「平成25年度分又は平成26年度分」に改め、同条第2項中「平成22年度適
用土地又は平成22年度類似適用土地」を「平成25年度適用土地又は平成25年
度類似適用土地」に、「平成23年度分」を「平成26年度分」に改める。

附則第7条の見出し及び同条第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を
「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「住宅用地又は商業
地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年
度から平成26年度まで」に改め、「、住宅用地にあつては10分の8、商業地等
にあつては」を削り、同条第3項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平
成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「平
成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改
め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成21年度から平成23年度まで」

を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第7条の3を次のように改める。

第7条の3 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律
（平成24年法律第17号）附則第10条第1項の規定に基づき、平成24年度
から平成26年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3
の規定を適用しないこととする。

附則第8条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平
成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第11条第1項中「から第6項まで」を「から第5項まで」に、「平成21
年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同
条第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第13条の前の見出し及び同条第1項中「平成21年度から平成23年度ま
で」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「住宅用地又
は商業地等」を「商業地等」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成
24年度から平成26年度まで」に改め、「、住宅用地にあつては10分の8、商
業地等にあつては」を削り、同条第3項中「平成21年度から平成23年度まで」
を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第13条の2を削る。

附則第13条の3中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度か
ら平成26年度まで」に改め、同条を附則第13条の2とし、同条の次に次の1条
を加える。

第13条の3 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律
（平成24年法律第17号）附則第10条第1項の規定に基づき、平成24年度
から平成26年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3
の規定を適用しないこととする。

附則第13条の4を削る。

附則第14条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を
「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第15条中「第6項、第16項、第22項から第30項まで、第32項、第
35項若しくは第37項」を「第5項、第14項、第18項から第26項まで、第

28項、第30項、第32項若しくは第36項」に改める。

附則第16条中「、第13条の2及び第13条の3第1項」を「及び第13条の2第1項」に、「第25条第7項」を「第25条第6項」に、「第18条第7項」を「第18条第6項」に改め、「、附則第13条第2項及び第13条の2の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に」を削り、「第13条の3の」を「第13条の2の」に、「から第14条まで」を「及び第14条」に改める。

附則第28条の次に次の1条を加える。

第28条の2 法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類
- (2) 次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - イ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - ウ 法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (3) 特定移行一般社団法人等が幼稚園、図書館又は博物館法第2条第1項の博物館（次号及び第5号において「博物館」という。）を設置した年月日を記載した書類
- (4) 特定移行一般社団法人等が当該固定資産を直接保育、図書館又は博物館の用に供し始めた時期を記載した書類
- (5) 当該固定資産が特定移行一般社団法人等で幼稚園、図書館又は博物館を設置するものの所有に属しないものである場合にあっては、第1号から前号までに掲げるもののほか、当該固定資産を当該特定移行一般社団法人等に無料で使用させていることを証する書類

附則第32条の次に次の1条を加える。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

第32条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第22条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第23条第1項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」と、附則第26条第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第26条の2第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」として、附則第22条、附則第23条、附則第26条又は附則第26条の2の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第33条の見出し中「適用期限」を「適用期間等」に改め、同条中「につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）」を「につき震災特例法」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第19条の3及び第19条の3の2の規定の適用については、附則第19条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第19条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第29条の2第1項ただし書の改正規定及び次条第1項の規定は、平成26年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の甲府市市税条例（以下「新条例」という。）第29条の2第1項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第33条の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正前の甲府市市税条例（以下「旧条例」という。）附則第7条第2項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第4項の規定は、地方税法及び国

有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。以下「平成24年改正法」という。）附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第7条第2項	前項	附則第7条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第7条第4項	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	第1項	附則第7条第1項

3 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定（固定資産税に関する部分に限る。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第9条	又は第8条の2	若しくは第8条の2又は甲府市市税条例の一部を改正する条例（平成24年3月条例第16号。以下「平成24年改正条例」という。）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正条例による改正前の甲府市市税条例（以下「平成24年改正前の条例」という。）附則第7条第2項若しくは第4項
	又は第8条の規定	若しくは第8条又は平成24年改正条

		例附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第7条第2項若しくは第4項の規定
附則第11条第1項	から第5項まで	から第5項まで又は平成24年改正条例附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第7条第2項若しくは第4項

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成23年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 旧条例附則第13条第2項(住宅用地に係る部分に限る。)及び第13条の2の規定は、平成24年改正法附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第13条第2項	前項	附則第13条第1項
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第13条の2	0.8	0.9
	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	前条第1項	附則第13条第1項

3 平成24年改正法附則第9条第1項及び前項の場合における新条例の規定(都

市計画税に関する部分に限る。)の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条	及び第13条の2第1項	及び第13条の2第1項並びに平成24年改正条例附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第13条の2
	附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に	附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、平成24年改正条例附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第13条第2項及び第13条の2の「住宅用地」とは法附則第17条第3号に
	及び第14条	及び第14条並びに平成24年改正条例附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成24年改正前の条例附則第13条の2

甲府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月31日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市条例第17号

甲府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

甲府市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年3月条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

規則

甲府市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則をここに公布する。

平成24年3月19日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第1号

甲府市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項の規定に基づく特例介護給付費又は特例訓練等給付費（以下「特例介護給付費等」という。）の支給を円滑に行うため、同項第2号に規定する基準該当障害福祉サービス（以下「基準該当障害福祉サービス」という。）を行う者の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、法及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「省令」という。）の例による。

（登録）

第3条 基準該当障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練及び就労継続支援B型に係るサービスに限る。以下同じ。）を行う者は、この規則で定めるところにより、市長の登録を受けることができる。

（登録の申請等）

第4条 前条の登録を受けようとする者は、基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所ごとに、基準該当障害福祉サービス事業者登録申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業所の平面図
- (2) 事業所の設備の概要（生活介護、自立訓練及び就労継続支援B型に係る登録の申請に限る。）
- (3) 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所
- (4) 事業所のサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る登録の申請に限る。）
- (5) 運営規程
- (6) 障害者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- (7) 申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (8) 申請に係る事業に係る資産の状況
- (9) その他登録に関し市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の登録を行わないものとする。

- (1) 申請に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員が、省令に規定する基準該当障害福祉サービスに関する基準を満たしていないとき。
- (2) 申請者が、省令に規定する基準該当障害福祉サービスに関する基準に従って適正な基準該当障害福祉サービスの事業を継続的に運営することができないと認められるとき。
- (3) 申請者が、省令に規定する指定障害福祉サービス事業者に関する基準を満たし、指定障害福祉サービス事業者の指定を受けるとできると認められるとき。

3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、基準該当障害福祉サービスの事業を行う者として登録することとしたときは基準該当障害福祉サービス事業者登録通知書（第2号様式）により、登録しないこととしたときは基準該当障害福祉サービス事業者登録不認定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（登録の有効期間）

第5条 第3条の登録の有効期間は、6年間とする。

（変更等の届出）

第6条 第3条の規定により登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）は、

第4条第1項の規定により提出した申請書及び添付書類の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、申請事項変更届出書（第4号様式）に当該変更に係る事項を証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- 2 登録事業者は、基準該当障害福祉サービスの事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、遅滞なく、基準該当障害福祉サービス事業廃止・休止・再開届出書（第5号様式）により市長に届け出なければならない。
（特例介護給付費等の代理受領）

第7条 あらかじめ市長に対し特例介護給付費等代理受領申出書（第6号様式）を提出している登録事業者は、支給決定障害者等に基準該当障害福祉サービスの提供をしたときは、当該支給決定障害者等からの基準該当障害福祉サービスに係る特例介護給付費等の受領についての委任に基づき、当該支給決定障害者等が当該登録事業者を支払うべき当該基準該当障害福祉サービスに要した費用について、特例介護給付費等として当該支給決定障害者等に対し支給されるべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、支払を受けることができる。

- 2 前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し特例介護給付費等の支給があったものとみなす。
- 3 登録事業者は、基準該当障害福祉サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした支給決定障害者等に対し領収証を交付しなければならない。
- 4 前項の領収証には、支給決定障害者等から支払を受けた費用の額のうち、特例介護給付費等に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額については、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。

5 市長は、第1項の規定により登録事業者から特例介護給付費等の請求があったときは、省令に規定する基準該当障害福祉サービスに関する基準に照らして審査した上、支払うものとする。

6 市長は、前項の規定による支払に関する事務を国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

7 登録事業者は、その提供した基準該当障害福祉サービスについて、第1項の規

定により、当該基準該当障害福祉サービスの利用者である支給決定障害者等に代わって特例介護給付費等の支払を受ける場合は、当該基準該当障害福祉サービスを提供した際に、当該支給決定障害者等から利用者負担額として、当該基準該当障害福祉サービスに要した費用から当該登録事業者を支払われる特例介護給付費等の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

8 登録事業者は、第1項の規定により支払を受けたときは、当該支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る特例介護給付費等として受領した額を通知しなければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条の登録を取り消すことができる。

- (1) 登録事業者が、指定障害福祉サービス事業者の指定を受けたとき。
- (2) 登録事業者が、当該登録に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、省令に規定する基準該当障害福祉サービスに関する基準を満たすことができなくなったとき。
- (3) 登録事業者が、省令に規定する基準該当障害福祉サービスに関する基準に従って適正な基準該当障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
- (4) 特例介護給付費等の請求に関し不正があったとき。
- (5) 登録事業者が、法第10条第1項の規定による報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (6) 登録事業者又は当該登録に係る事業所の従業者が、法第10条第1項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該登録に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、登録事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (7) 登録事業者が、不正の手段により第3条の登録を受けたとき。

(事業者に係る情報の提供)

第9条 市長は、登録事業者に係る情報(第6条に規定する変更等の届出に係る情

報を含む。)のうち、次に掲げるものを山梨県に提供するものとする。

- (1) 登録事業者の名称並びに代表者の氏名及び住所
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 登録年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) その他市長が必要と認める事項

(公示)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公示するものとする。

- (1) 第3条の登録を行ったとき。
- (2) 第6条第1項及び第2項の規定による届出があったとき。
- (3) 第8条の規定により登録を取り消したとき。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

申請者所在地
 名称
 代表者氏名

基準該当障害福祉サービス事業者登録申請書

基準該当障害福祉サービス事業者に係る登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ			
	名称			
	主たる事務所の所在地 (〒 —)			
	法人である場合その種別		法人所轄庁	
	連絡先	電話番号	FAX番号	
	代表者の役職名・氏名	役職名	フリガナ 氏名	
	代表者の住所 (〒 —)			
登録を受けようとする事業所	フリガナ			
	名称			
	所在地 (〒 —)			
	連絡先	電話番号	FAX番号	
	同一所在地において行う事業の種類	事業開始予定年月日		備考
		年	月	日
	年	月	日	
	年	月	日	
	年	月	日	

登録を受けようとする事業所が障害者自立支援法において既に指定を受けている障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業について

事業の種類	指定年月日	指定事業所番号
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

登録を受けようとする事業所が障害者自立支援法以外の法律において既に指定を受けている事業について

法律の名称	事業の種類	指定年月日	指定事業所番号
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

備考

- 「法人である場合その種別」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」、「有限会社」等の別を記載してください。
- 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 「同一所在地において行う事業の種類」欄には、今回申請をする事業の種類を記載してください。
- 「障害者自立支援法において既に指定を受けている障害福祉サービス事業及び地域生活支援事業」欄には、当該事業所において障害福祉サービス事業所及び地域生活支援事業所としての指定を受けている場合に、その事業の種類、指定年月日及び指定事業所番号を記載してください。
- 「障害者自立支援法以外の法律において既に指定を受けている事業」欄には、当該事業所において障害者自立支援法以外の法律で指定を受けている場合に、その法律の名称、事業の種類、指定年月日及び指定事業所番号を記載してください。

第2号様式（第4条関係）

第 号
 年 月 日

様

甲府市長



基準該当障害福祉サービス事業者登録通知書

年 月 日付けの基準該当障害福祉サービス事業者の登録に係る申請については、次のとおり登録しましたので通知します。

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 事業内容
- 4 登録年月日

第3号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長 印

基準該当障害福祉サービス事業者登録不認定通知書

年 月 日付けの基準該当障害福祉サービス事業者の登録に係る申請については、次のとおり登録しないこととしましたので通知します。

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 事業内容
- 4 登録しない理由等

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

所在地
名称
代表者氏名 印

申請事項変更届出書

申請した事項を変更しましたので、関係書類を添えて届け出ます。

事業所番号			
申請事項を変更した事業所	名称		
	所在地		
	サービスの種類		
番号	変更があった事項	変更の内容	
1	事業所の名称	（変更前）	
2	事業所の所在地		
3	申請者の名称		
4	主たる事務所の所在地		
5	代表者の氏名及び住所		
6	定款、寄附行為及び登記事項証明書（当該申請に係る事業に関するものに限る。）		
7	事業所の平面図及び設備の概要	（変更後）	
8	事業所の管理者の氏名及び住所		
9	事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所		
10	運営規程		
11	その他		
変更年月日		年 月 日	

- 備考 1 該当する番号に○を付けてください。
2 変更に係る事項を証する書類を添付してください。

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

所在地
名称
代表者氏名 ㊟

基準該当障害福祉サービス事業廃止・休止・再開届出書

基準該当障害福祉サービス事業を廃止し、休止し又は再開しましたので、関係書類を添えて届け出ます。

廃止、休止又は再開した事業所	番号	
	名称	
	所在地	
	連絡先	
	サービスの種類	
届出区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 再開	
廃止、休止又は再開した年月日	年 月 日	
廃止又は休止した理由		
現に基準該当障害福祉サービスを受けていた者に対する措置（廃止又は休止の場合のみ記入してください。）		
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日	

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

申出者 所在地
名称
代表者氏名 ㊟

特例介護給付費等代理受領申出書

特例介護給付費等の代理受領について申し出ます。

- 1 代表者の氏名
- 2 基準該当障害福祉サービス事業所の名称
- 3 事業所の所在地
- 4 事業所番号

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第4条ただし書の規定に基づく規模を定める規則をここに公布する。

平成24年3月19日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第2号

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第4条ただし書の規定に基づく規模を定める規則

公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号）第4条ただし書の規定に基づき規則で定める規模は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項の規定により指定された都市計画区域及び同法第11条第1項後段の規定により都市計画区域外に定められた都市計画施設の区域について100平方メートルとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

平成24年4月1日における号給の調整に関する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第3号

平成24年4月1日における号給の調整に関する規則

（平成24年4月1日において号給の調整を行う職員）

第1条 甲府市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成23年11月条例第23号。以下「改正条例」という。）附則第4項の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成24年4月1日（以下「調整日」という。）において36歳以上42歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員
- (2) 調整日において36歳に満たない職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかのみ該当する職員
- (3) 調整日において36歳に満たない職員でその者の属する職務の級における最高の号給の1号給下位の号給を受ける職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員

2 改正条例附則第4項の特に調整の必要があるものとして規則で定める職員は、調整日において36歳に満たない職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか2以上に該当する職員（前項第3号に掲げる職員を除く。）とする。

3 前2項の平成19年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成19年4月1日において甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則（平成18年3月規則第28号。以下「初任給等規則」という。）第16条の

規定により号給を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であって、同日に受けていた号給と、甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成22年3月規則第8号。以下「平成22年初任給等改正規則」という。）による改正前の初任給等規則附則第6項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給とが異なる職員（次に掲げる職員を除く。）

ア 平成19年4月1日から調整日までの間に、給料表の適用を異にする異動又は給料表の適用を異にしない初任給等規則別表第1に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員

イ 平成19年4月1日から調整日までの間に、市長の承認を得てその号給を決定された職員又は市長の定めるこれに準ずる職員（以下「個別承認職員」という。）

ウ 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項の規定により休職にされていた期間、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年3月条例第1号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続き勤務していなかった期間、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしていた期間、地方公務員法第26条の5第2項に規定する自己啓発等休業をしていた期間（以下「休職等期間」という。）がある職員のうち市長の定めるもの

エ アからウまでに掲げる職員に相当するものとして市長が定めるもの

(2) 平成19年4月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者のうち、初任給等規則附則第4項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成19年4月1日（平成22年4月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成19年2月1日（同項に規定する特定職員にあつては、同年1月1日））前となるもの（新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。）

(3) 平成19年4月1日から調整日の前日までの間に初任給等規則第6条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる職員から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち市長の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に個別承認職員となった職員を除く。）

(4) 平成19年4月1日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であつて次に掲げるもの（平成19年4月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。）

ア 平成19年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成19年3月31日に当該給料表異動等（当該給料表異動等が2以上あるときは、当該給料表異動等のうち最後にした給料表異動等。第4項第4号ア及び第5項第4号アにおいて同じ。）があつたものとした場合に、第1号に掲げる職員に該当することとなるもの

イ 平成19年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。第4項第4号イ及び第5項第4号イにおいて同じ。）であつて、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの

(5) 平成19年4月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員のうち市長の定めるもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、他の職員との均衡を考慮してあらかじめ市長の承認を得て定める職員

4 第1項及び第2項の平成20年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 平成20年4月1日において初任給等規則第16条の規定により号給を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であつて、同日に受けていた号給と、平成22年初任給等改正規則による改正前の初任給等規則附則第6項の規定の適用がないものとした場合に受けることとなる号給とが異なる職員（同日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において休職等期間がある職員のうち市長の定めるもの並びにこれらの職員に相

当するものとして市長が定めるものを除く。)

(2) 平成20年4月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者のうち、初任給等規則附則第4項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成20年4月1日(平成22年4月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成20年2月1日(同項に規定する特定職員にあつては、同年1月1日))前となるもの(新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

(3) 平成20年4月1日から調整日の前日までの間に初任給等規則第6条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる職員から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち市長の定めるもの(人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に個別承認職員となった職員を除く。)

(4) 平成20年4月1日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であつて次に掲げるもの(平成20年4月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。)

ア 平成20年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成20年3月31日に当該給料表異動等があつたものとした場合に、第1号に掲げる職員に該当することとなるもの

イ 平成20年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であつて、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの

(5) 平成20年4月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員のうち市長の定めるもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、他の職員との均衡を考慮してあらかじめ市長の承認を得て定める職員

5 第1項及び第2項の平成21年昇給等抑制職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 平成21年4月1日において初任給等規則第16条の規定により号給を決定された職員又は同条の規定により昇給しないこととなった職員であつて、同日

に受けていた号給と、平成22年初任給等改正規則による改正前の初任給等規則附則第6項の規定の適用がないものとした場合に受けることとなる号給とが異なる職員(同日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において休職等期間がある職員のうち市長の定めるもの並びにこれらの職員に相当するものとして市長が定めるものを除く。)

(2) 平成21年4月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者のうち、初任給等規則附則第4項の規定により号給を決定された職員であつて、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年4月1日(平成22年4月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成21年2月1日(同項に規定する特定職員にあつては、同年1月1日))前となるもの(新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

(3) 平成21年4月1日から調整日の前日までの間に初任給等規則第6条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる職員から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち市長の定めるもの(人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に個別承認職員となった職員を除く。)

(4) 平成21年4月1日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であつて次に掲げるもの(平成21年4月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。)

ア 平成21年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成21年3月31日に当該給料表異動等があつたものとした場合に、第1号に掲げる職員に該当することとなるもの

イ 平成21年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であつて、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、第2号に掲げる職員に該当することとなるもの

(5) 平成21年4月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員のうち市長の定めるもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、他の職員との均衡を考慮してあらかじめ市長の承認を得て定める職員

第2条 平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間において、休職等期間がある職員（休職等期間の末日の翌日から調整日の前日までの間に個別承認職員となった職員を除く。）であって、平成18年4月2日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち市長の定める職員については、市長の定めるところにより、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員に該当するものとみなす。

（この規則により難い場合の措置）

第3条 特別の事情によりこの規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、あらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
（甲府市職員の初任給、昇給等に関する規則を改正する規則の一部改正）
- 2 甲府市職員の初任給、昇給等に関する規則（平成18年3月規則第28号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「さかのぼった」を「遡った」に、「平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 平成19年4月1日から平成22年3月31日まで
- (2) 平成24年4月1日以後に新たに職員となり、同日において42歳に満たない者（次号に掲げる職員を除く。） 平成19年4月1日から平成20年4月1日まで
- (3) 平成24年4月1日以後に新たに職員となり、同日において36歳に満たない者 平成19年4月1日

甲府市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第4号

甲府市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、甲府市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年3月条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（事前協議の手続等）

第2条 条例第3条第2項の協議書は、墓地等の経営の計画事前協議書（第1号様式）とする。

2 前項の協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 墓地又は火葬場の敷地の境界線から水平距離が300メートル以内の国道、県道、鉄道、河川、公園、学校、病院その他の公共施設及び住居の状況を明らかにした図面
- (2) 墓地等の位置を示す25,000分の1の図面並びに500分の1又は600分の1の地積測量図及び公図の写し
- (3) 墓地にあつては造成の計画図及び施設の配置図、納骨堂又は火葬場にあつては建物の設計図及び当該建物の附属設備の配置図
- (4) 墓地等の建設資金計画、維持管理計画その他墓地等の経営に必要な事項を記載した書類
- (5) 墓地等の敷地の登記事項証明書
- (6) 墓地又は納骨堂において改葬を要する場合にあつては、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第8条に規定する改葬許可証の写し及び改葬が完了していることを証する書類

- (7) 地方公共団体が協議を行うときは、当該墓地等の設置に関する議会の議決書又は予算書の写し
- (8) 条例第12条第1項第2号又は第3号に規定する法人が協議を行うときは、当該法人の定款、寄附行為又は規則の写し、登記事項証明書及び許可申請に係る意思決定をした旨を証する書類
- (9) 他の法令等の許可等を必要とする場合にあっては、当該法令等の許可証等の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

3 条例第3条第4項の協議済書は、墓地等の経営の計画協議済書（第2号様式）とする。

4 前項の協議済書の交付を受けた者は、墓地等の経営の計画を中止するときは、墓地等の経営の計画中止届出書（第3号様式）に当該協議済書（当該協議済書の交付後に条例第8条第1項の承認を受けたときは、第9条第3項の変更承認書及び当該協議済書）を添付して、市長に届け出なければならない。

（近隣住民等の範囲）

第3条 条例第4条第1項の規則で定める近隣住民等は、次に掲げる者をいう。

- (1) 墓地又は納骨堂の敷地の境界線から水平距離が100メートル以内の土地又は建物の所有者又は管理者及び居住者
- (2) 火葬場の敷地の境界線から水平距離が300メートル以内の土地又は建物の所有者又は管理者及び居住者

（説明会の周知）

第4条 条例第4条第1項の説明会を開催するときは、その日時、場所等について、当該説明会を開催する日の14日前までに近隣住民等に対し周知するものとする。

（標識の様式等）

第5条 条例第4条第2項の標識は、墓地等の経営の計画の標識（第4号様式）とする。

2 前項の標識の設置期間は、条例第4条第1項の説明会を開催する日（説明会を開催しない場合にあっては、市長が指定した日）から条例第19条第1項の許可書の交付を受ける日又は当該墓地等の経営の計画を中止する日までとする。

（説明会の開催及び標識の設置の報告等）

第6条 条例第4条第3項の規定による説明会の開催の報告は、説明会報告書（第5号様式）により行うものとする。

2 前項の説明会報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 当該説明会で使用した資料
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 条例第4条第3項の規定による標識の設置の報告は、標識設置報告書（第6号様式）により行うものとする。

4 前項の標識設置報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 当該標識を設置した場所を明示した図面
- (2) 当該標識の設置状況及び記載内容を確認できる写真

5 第3項に規定する報告の内容に変更があったときは、標識設置変更届出書（第7号様式）に前項各号に掲げる書類を添付して市長に届け出なければならない。

（隣接者の同意書等）

第7条 条例第5条に規定する同意に係る書類は、隣接土地所有者及び使用者（以下「隣接者」という。）から同意を得られた場合にあっては隣接者の同意した旨を証する書類とし、同意を得られない場合にあってはその理由を記載した書類とする。

（工事着手届出書）

第8条 条例第7条の規定による届出は、墓地等工事着手届出書（第8号様式）により行うものとする。

（墓地等の経営の計画の変更の協議）

第9条 条例第8条第1項の規定による変更に係る協議は、事前協議事項変更協議書（第9号様式）により行うものとする。

2 前項の事前協議事項変更協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 第2条第3項の墓地等の経営の計画協議済書の写し
- (2) 変更後の墓地等の経営の計画

3 前2項に規定する協議の結果、墓地等の経営の計画の変更を承認したときは、変更承認書（第10号様式）により当該協議を行った者に通知するものとする。

(経営許可申請書)

第10条 条例第9条の申請書は、墓地等の経営の許可申請書(第11号様式)とする。

(変更許可申請書)

第11条 条例第10条の申請書は、墓地等の変更の許可申請書(第12号様式)とする。

(廃止許可申請書)

第12条 条例第11条の申請書は、墓地等の廃止の許可申請書(第13号様式)とする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 墓地又は納骨堂を廃止する場合 法第8条に規定する改葬許可証の写し及び改葬が完了していることを証する書類
- (2) 火葬場を廃止する場合 廃止時の全体配置図
- (3) 地方公共団体が申請する場合 当該墓地等の廃止に係る議会の議決書又は予算書の写し
- (4) 条例第12条第1項第2号又は第3号に規定する法人が申請する場合 当該墓地等の廃止に係る意思決定をした旨を証する書類

(墓地等を経営することができる者)

第13条 条例第12条第1項第4号の市長が認める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 共同墓地(市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が設置する墓地をいう。)を経営していると認められる団体で、当該共同墓地の区域を縮小するもの若しくは団体内の墓地需要の増加に伴い当該共同墓地の区域を拡張するもの又は災害の発生、公共事業の実施その他やむを得ない事情により当該共同墓地を移転するもの
- (2) 個人墓地(自己又は自己の親族のために自らが設置する墓地をいう。以下同じ。)を経営していると認められる者で、当該個人墓地の区域を縮小するもの又は災害の発生、公共事業の実施その他やむを得ない事情により当該個人墓地を移転するもの

(墓地等変更許可の要件)

第14条 条例第12条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 変更により新たに墓地となる区域の面積が、当該変更をする前の墓地の面積の2分の1以下であること。
- (2) 変更をする前の墓地と当該変更により新たに墓地となる区域が接続している等その形態が一の墓地であると認められること。

(許可書)

第15条 条例第19条第1項の許可書は、墓地等の経営(変更・廃止)許可書(第14号様式)とする。

(みなし許可の届出)

第16条 条例第20条の規定による届出は、墓地又は火葬場の新設(変更・廃止)届出書(第15号様式)により行うものとする。

2 前項の墓地又は火葬場の新設(変更・廃止)届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の認可若しくは承認又は土地区画整理法(昭和29年法律第119号)若しくは大都市地域における住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)の規定による事業計画の認可を受けたことを証する書類
- (2) 第2条第2項第1号に規定する図面
- (3) 墓地又は火葬場の構造を明らかにした図面
- (4) その他市長が必要と認める書類

(経営者が講じなければならない措置)

第17条 条例第21条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 墓地の名称
- (2) 墓地の所在地
- (3) 経営の許可年月日及び許可番号(法第10条第2項の規定による墓地等の変更の許可を受けた場合にあつては、経営の許可年月日及び許可番号並びに変更の許可年月日及び変更の許可番号)
- (4) 墓地の区域の面積及び区画数

- (5) 墓地全体の概略を示す平面図
- (6) その他市長が必要と認める事項

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名

㊞

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

墓地等の経営の計画事前協議書

墓地等の経営の計画について事前協議を行いたいので、甲府市墓地等の経営の許可等に関する条例第3条第1項の規定により、関係書類を添えて協議します。

- 1 協議区分
- 2 墓地等の名称
- 3 墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- 4 経営の計画の概要
- 5 墓地等の構造
- 6 工事の着手及び完了の予定年月日

第2号様式（第2条、第9条関係）

発第 号
年 月 日

様

甲府市長



墓地等の経営の計画協議済書

年 月 日付けで事前協議のあった墓地等の経営の計画につきましては、関係法令及び甲府市墓地等の経営の許可等に関する条例第12条に規定する許可の基準に適合していると認められるので、同条例第3条第4項の規定により、次のとおり交付します。

- 1 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）
- 2 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- 3 協議区分
- 4 墓地等の名称
- 5 墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- 6 墓地の区画数、納骨堂の収蔵数又は火葬場の火葬炉数
- 7 納骨堂又は火葬場の建物の延べ床面積
- 8 注意事項

第3号様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所
氏 名 ㊟
電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

墓地等の経営の計画中止届出書

墓地等の経営の計画を中止するので、甲府市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則第2条第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 協議区分
- 2 墓地等の名称
- 3 墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- 4 中止の理由

第4号様式（第5条関係）

墓地等の経営の計画の標識

<p>墓地等の経営の計画のお知らせ</p> <p>1 墓地等の経営の計画を予定している者の氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び当該墓地等の経営の計画に係る事務所の電話番号）</p> <p>2 墓地等の名称</p> <p>3 墓地等の用地の所在、地番及び面積</p> <p>4 墓地にあっては墳墓の区画数、納骨堂にあっては焼骨の収蔵数及び建物の延べ床面積、火葬場にあつては火葬炉数及び建物の延べ床面積</p> <p>5 工事予定期間</p> <p>6 標識の設置日 年 月 日</p>	<p>完成予定図</p>
---	--------------

標識の大きさは、縦90センチメートル以上、横180センチメートル以上とすること。

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所
氏 名 ㊟
電話番号
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

説明会報告書

墓地等の経営の計画について、近隣住民等に対し説明会を開催したので、甲府市墓地等の経営の許可等に関する条例第4条第3項の規定により、関係書類を添えて報告します。

墓地等の名称	
墓地等の用地の所在及び地番	
開催日時	年 月 日 () 時
開催場所	
説明者	
自治会名等	会長氏名等
参加者	別紙のとおり
質問、要望事項等	質問、要望事項等に対する回答

第7号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所
氏 名 ㊞
電話番号
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

標識設置変更届出書

標識の内容を変更したので、甲府市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則第6条第5項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の用地の所在及び地番
- 3 標識の記載事項の変更内容
- 4 標識の設置年月日
- 5 標識の変更設置年月日

第8号様式（第8条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所
氏 名 ㊞
電話番号
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

墓地等工事着手届出書

墓地等の工事に着手するので、甲府市墓地等の経営の許可等に関する条例第7条の規定により届け出ます。

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の用地の所在、地番及び面積
- 3 工事の着手の予定年月日
- 4 工事の完了の予定年月日
- 5 工事の施工者

第9号様式（第9条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名

㊟

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

事前協議事項変更協議書

墓地等の経営の計画を変更したいので、甲府市墓地等の経営の許可等に関する
条例第8条第1項の規定により、関係書類を添えて協議します。

- 1 協議区分
- 2 墓地等の名称
- 3 墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- 4 経営の計画の変更の概要
- 5 変更の理由

第10号様式（第9条関係）

発第 号
年 月 日

様

甲府市長

㊟

変更承認書

年 月 日付けで協議のあった墓地等の経営の計画の変更につきましては、
関係法令及び甲府市墓地等の経営の許可等に関する条例第12条に規定する
許可の基準に適合していると認められるので、甲府市墓地等の経営の許可等
に関する条例施行規則第9条第3項の規定により通知します。

- 1 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者氏名）
- 2 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- 3 協議区分
- 4 墓地等の名称
- 5 墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- 6 墓地の区画数、納骨堂の収蔵数又は火葬場の火葬炉数
- 7 納骨堂又は火葬場の建物の延べ床面積
- 8 注意事項

第11号様式（第10条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所
氏 名 ㊟
電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

墓地等の経営の許可申請書

墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項に規定する墓地等の経営の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- 3 経営の計画の概要
- 4 墓地等の構造
- 5 工事の完了年月日

第12号様式（第11条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所
氏 名 ㊟
電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

墓地等の変更の許可申請書

墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定による墓地等の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 墓地等の名称
- 2 変更に係る墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- 3 変更後の経営の計画の概要
- 4 変更後の墓地等の構造
- 5 変更に係る工事の完了年月日
- 6 変更の理由

第13号様式（第12条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名

㊞

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

墓地等の廃止の許可申請書

墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定による墓地等の廃止の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 墓地等の名称
- 2 廃止に係る墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- 3 廃止の理由

第14号様式（第15条関係）

指令第 号

年 月 日

様

甲府市長

印

墓地等の経営（変更・廃止）許可書

年 月 日付けで申請のあった墓地等の経営（変更・廃止）については、墓地、埋葬等に関する法律第10条の規定により、次のとおり許可します。

- 1 墓地等の名称
- 2 墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- 3 墓地の区画数、納骨堂の収蔵数又は火葬場の火葬炉数
- 4 納骨堂又は火葬場の建物の延べ床面積
- 5 許可番号
- 6 許可の条件

第15号様式（第16条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所
氏 名 ㊟
電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

墓地又は火葬場の新設（変更・廃止）届出書

都市計画事業（土地区画整理事業・住宅街区画整備事業）により墓地又は火葬場を新設（変更・廃止）するので、甲府市墓地等の経営の許可等に関する条例第20条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 墓地又は火葬場の名称
- 2 墓地又は火葬場の所在、地番、地目及び面積
- 3 墓地又は火葬場の構造
- 4 工事の着手及び完了の予定年月日
- 5 廃止の予定年月日
- 6 事業の許可又は承認の年月日及び番号

甲府市準用河川管理規則をここに公布する。

平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第5号

甲府市準用河川管理規則

（趣旨）

第1条 この規則は、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）

第100条第1項に規定する準用河川の管理に関し、法、河川法施行令（昭和40年政令第14号）及び河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（河川の台帳の保管）

第2条 法第12条に規定する河川の台帳は、都市建設部事務室において保管する。

（工事等施行承認申請）

第3条 法第20条の規定により、河川管理者以外の者が河川工事又は河川の維持を行おうとするときは、準用河川工事等施行承認申請書（第1号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（許可の期間）

第4条 法第24条に規定する許可の期間は、10年以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

（承認又は許可を受けた者の義務）

第5条 第3条の承認を受けた者並びに法第24条、第26条第1項及び第27条第1項の許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認又は許可に係る工事に着手しようとするときは、あらかじめ準用河川工事着手届（第2号様式）により市長に届け出ること。
- (2) 承認又は許可に係る工事が完了したときは、速やかに準用河川工事完了届

(第3号様式)により市長に届け出ること。

(3) 承認又は許可を受けた行為を廃止したときは、承認(許可)行為廃止届(第4号様式)により市長に届け出ること。

(4) 住所又は氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名)を変更したときは、速やかに住所等変更届(第5号様式)により市長に届け出ること。

(許可の期間の更新)

第6条 第4条に規定する許可の期間は、更新することができる。

2 前項の規定により許可の期間の更新を受けようとする者は、許可の期間満了の日の30日前までに、準用河川占用許可期間更新申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(書類の提出部数)

第7条 河川法施行規則別表第2及び別表第3に定める書類の提出部数は、それぞれ1部とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

年 月 日

(あて先) 甲府市長

住 所

氏 名

㊟

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

準用河川工事等施行承認申請書

河川法第20条の規定により、次のとおり河川工事等の承認を申請します。

河川名	
工事等の目的	
工事等の場所	
面積・延長	
工事等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
施工業者	
添付書類	案内図、平面図、構造図、縦断図、横断図、公図(写し)、 現況写真
備考	

注 申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます(法人は除く。)

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所
氏 名 ㊟
電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

準用河川工事着手届

工事の施行に着手したいので、次のとおり届け出ます。

河川名	
承認（許可）番号	都指令第 号
承認（許可）年月日	年 月 日
工事の目的	
工事の場所	
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで
工事着手予定年月日	年 月 日
施工業者	
現場監督又は現場責任者の氏名	
その他	

注 届出者本人が署名する場合は、押印を省略できます（法人は除く。）。

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所
氏 名 ㊟
電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

準用河川工事完了届

工事の施行が完了したので、次のとおり届け出ます。

河川名	
承認（許可）番号	都指令第 号
承認（許可）年月日	年 月 日
工事の目的	
工事の場所	
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで
工事完了年月日	年 月 日
工事の内容	
添付書類	案内図、工事の記録写真
その他	

注 1 工事の記録写真は、着手前、工事状況及び完成後の写真とします。

2 届出者本人が署名する場合は、押印を省略できます（法人は除く。）。

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所
氏 名 ㊟
電話番号

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

承認（許可）行為廃止届

準用河川に係る承認（許可）を受けた行為の廃止について、次のとおり届け出
ます。

河川名	
承認（許可）番号	都指令第 号
承認（許可）年月日	年 月 日
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

注 届出者本人が署名する場合は、押印を省略できます（法人は除く。）。

第5号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所
氏 名 ㊟
電話番号

法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

住所等変更届

住所等の変更について、次のとおり届け出ます。

河川名		
承認（許可）番号	都指令第 号	
承認（許可）年月日	年 月 日	
変更事項	変更前	
	変更後	
変更年月日	年 月 日	
添付書類		

注 届出者本人が署名する場合は、押印を省略できます（法人は除く。）。

第6号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所
氏 名
電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

準用河川占用許可期間更新申請書

占用許可期間の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

河川名	
許可番号	都指令第 号
許可年月日	年 月 日
占用の目的	
占用の場所	
面積・延長	
更新期間	年 月 日から 年 月 日
更新理由	

注 申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます（法人は除く。）。

甲府市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第6号

甲府市事務分掌規則の一部を改正する規則

甲府市事務分掌規則（平成8年3月規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表企画部、企画総室の項の次に次のように加える。

リニア交通室	交通政策課	交通政策係
--------	-------	-------

第3条第1項の表市民生活部、市民生活総室、市民課の項中「、外国人係」を削り、同表福祉部（福祉事務所）、福祉総室、健康衛生課の項中「、簡易水道係」を削り、同表福祉部（福祉事務所）、子ども家庭支援室、児童保育課の項中「保育係」の次に「、子ども計画係」を加え、同表環境部、環境総室、環境保全課の項中「環境保全係」の次に「、温暖化対策係」を加え、同表産業部、市場経営室、経営管理課の項中「施設係」を「施設整備係」に改め、同条第3項中「企画部に」の次に「リニア中央新幹線及び交通政策の総合調整を図るためリニア交通政策調整監を、」を加える。

第6条第3項中「危機管理対策監」を「リニア交通政策調整監、危機管理対策監」に改める。

第8条第6項の表市長室の項に次のように加える。

病院事業管理担当課長	RI検査問題の対応等に関すること。
------------	-------------------

第8条第6項の表指導検査室の項の次に次のように加える。

リニア交通室	リニア政策担当課長	リニア中央新幹線に関すること。
--------	-----------	-----------------

第8条第6項の表環境総室の項及び計画指導室の項を削る。

第35条第3項の表病院事務総室、医事課の項中「入院係」の次に「、会計係」を加える。

別表第1総務部、人事管理室、人事課の項中第12号を第13号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 職員の公務災害等の補償に関すること。

別表第1総務部、人事管理室、研修厚生課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1企画部、企画総室の項の次に次のように加える。

リニア交通室	交通政策課	(1) 公共交通体系基本構想に関すること。 (2) 赤字路線バス対策等に関すること。 (3) 総合交通体系の企画及び調整に関すること。 (4) 鉄道対策に関すること。
--------	-------	--

別表第1市民生活部、市民生活総室、市民課の項中第18号を第19号とし、第17号の次に次の1号を加える。

(18) 多文化共生推進計画に関すること。

別表第1市民生活部、市民協働室、消費生活センターの項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1市民生活部、市民協働室、人権・男女共同参画課の項第7号を削る。

別表第1福祉部（福祉事務所）、福祉総室、健康衛生課の項第16号を削る。

別表第1福祉部（福祉事務所）、子ども家庭支援室、児童保育課の項に次の1号を加える。

(13) 子ども・子育て新システムに関すること。

別表第1福祉部（福祉事務所）、高齢者・障害者支援室、障害福祉課の項に次の1号を加える。

(16) 身体障害者相談員及び知的障害者相談員に関すること。

別表第1産業部、市場経営室、経営管理課の項第20号中「使用許可、取消し」を「目的外使用」に改め、同項に次の1号を加える。

(25) 市場の施設整備に関すること。

別表第1産業部、市場経営室、計画課の項を次のように改める。

計画課	(1) 市場施設の指定管理に関すること。 (2) 市場見直し計画に関すること。
-----	--

別表第1都市建設部、都市建設総室、住宅課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

別表第1都市建設部、計画指導室、都市計画課の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく特定路外駐車場の設置に関すること。

別表第1都市建設部、計画指導室、建築指導課の項第10号中「（平成18年法律第91号）」を削り、「こと」の次に「（都市計画課の業務に属するものを除く。）」を加える。

別表第4支所、住民課の項中第47号を削り、第48号を第47号とし、第49号を第48号とし、第50号を第49号とする。

別表第4出張所、上九一色出張所の項中第63号を削り、第64号を第63号とし、第65号を第64号とし、第66号を第65号とする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

市長の権限に属する事務の一部を委員会等に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第7号

市長の権限に属する事務の一部を委員会等に委任する規則の一部を改正する規則

市長の権限に属する事務の一部を委員会等に委任する規則（昭和49年3月規則第18号）の一部を次のとおり改正する。

第2条中「専用水道及び簡易専用水道に関する」を「次の各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 簡易水道、小規模水道及び飲料水供給施設に関すること。
- (2) 専用水道及び簡易専用水道に関すること。

第4条第2号中「窓口サービスセンター」を「総合行政窓口センター」に改める。

第7条第6号アからカまでを削り、同号キ中「法」を「農地法（昭和27年法律第229号。以下この号において「法」という。）」に改め、同号キを同号アとし、同号クからサまでを同号イからオまでとし、同号シ中「イ、カ、キ、ケからサまで、ソ及びタ」を「ウからオまで、ケ及びコ」に改め、同号シを同号カとし、同号ス中「イ、カ、キ、ケからサまで、ソ及びタ」を「ウからオまで、ケ及びコ」に改め、同号スを同号キとし、同号セ中「アからキまで、ケからスまで、ソ及びタ」を「ア、ウからキまで、ケ及びコ」に改め、同号セを同号クとし、同号ソ中「キ及びケからサ」を「ア及びウからオ」に改め、同号ソを同号ケとし、同号タ中「キ及びケからサ」を「ア及びウからオ」に改め、同号タを同号コとし、同号チ中「キ及びケからサ」を「ア及びウからオ」に改め、同号チを同号サとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

甲府市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第8号

甲府市公印規則の一部を改正する規則

甲府市公印規則（昭和44年8月規則第49号）の一部を次のように改正する。

第9条第5項中「公印取扱責任者名簿（第2号様式）を備え、前項の報告についてこれを登載し」を「前項の規定による報告があったときは、当該公印取扱責任者
指定
等 報告書を保管し」に改める。
変更

第17条第4項中「第22条の2第1項」を「第22条の2第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

8 文書管理システム（甲府市文書取扱規程第1条の2第8号に規定する文書管理システムをいう。以下この項において同じ。）により処理する文書に係る第3項に規定する公印使用簿への記載及び前項に規定する原議書の所定の箇所への押印については、それぞれ必要な事項を文書管理システムに登録することにより行うものとする。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第9号

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市職員給与条例施行規則（昭和27年3月規則第7号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項第2号中「職員」の次に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第10号

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則（平成18年3月規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1初任給基準表ウ医療職給料表(2)初任給基準表中

薬剤師	大学卒	2級1号給
-----	-----	-------

を

薬剤師	大学6卒	2級15号給
	大学卒	2級1号給

に改め、同表に備考として

次のように加える。

備考 薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により薬剤師となった者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

別表第4昇格時号給対応表ア行政職給料表昇格時号給対応表中

58	57
58	58
58	58
58	58
59	58
59	58

5 9	を	5 9	に改める。
5 9		5 9	
6 0		5 9	
6 0		5 9	
6 0		5 9	
6 0		6 0	
6 1		6 0	

別表第4昇格時号給対応表工医療職給料表(3)昇格時号給対応表中

8 6	8 5
8 6	8 6
8 6	8 6
8 7	8 6
8 7	8 6
8 7	8 7
8 8	8 7
8 8	8 7
8 8	8 7
8 9	8 8
8 9	8 8
8 9	8 8
9 0	8 8
9 0	8 9
9 0	8 9
9 1	8 9
9 1	9 0
9 1	9 0
9 2	9 0
9 2	9 1

9 2	を	9 1	に改める。
9 3		9 1	
9 3		9 2	
9 3		9 2	
9 3		9 2	
9 4		9 3	
9 4		9 3	
9 4		9 3	
9 4		9 3	
9 5		9 4	
9 5		9 4	
9 5		9 4	
9 5		9 4	
9 6		9 5	
9 6		9 5	
9 6		9 5	
9 6		9 5	
9 7		9 6	
9 7		9 6	
9 7		9 6	
9 8		9 6	
9 8		9 7	
9 8		9 7	
9 9		9 8	
9 9		9 8	

附 則
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第11号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和43年3月規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第4技能労務職昇格時号給対応表中

58	を	57	に改める。
58		58	
58		58	
58		58	
59		58	
59		58	
59		59	
59		59	
60		59	
60		59	
60		59	
60		60	
61		60	

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

甲府市職員管理職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第12号

甲府市職員管理職手当支給規則の一部を改正する規則

甲府市職員管理職手当支給規則（昭和38年4月規則第12号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

甲府市保育料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第13号

甲府市保育料徴収規則の一部を改正する規則

甲府市保育料徴収規則（昭和56年3月規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表の1保育料表の備考1中「、第314条の8、附則第5条第3項及び附則第5条の4第6項」を「及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に改め、同表の備考2中「された所得税」の次に「（この所得税を計算する場合の所得税法第84条第2項に規定する扶養控除については、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）による改正前の所得税法第84条の規定を適用するものとする。）」を加え、同表の備考2(1)中「、第2項第1号」を「（同条第2項第1号）に、「、第3号」を「及び第3号」に、「、第92条第1項」を「に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項」に改め、同表の備考2(2)中「第41条の3の2第4項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第4項」に改め、同表の備考7中「における」を「までの世帯であって、」に改め、「知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部」を削り、「入所又は児童デイサービス」を「入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援」に改める。

別表の2ひとり親世帯等の軽減基準表中「備考4(1)」を「備考6(1)」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表の2ひとり親世帯等の軽減基準表の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表の1保育料表の規定は、平成24年4月分の保育料から適用し、同年3月分までの保育料については、なお従前の例による。

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第14号

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則（平成5年12月規則第51号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の3条を加える。

（指定排出物）

第8条の2 条例第20条の2第1項に規定する指定排出物は、別表のとおりとする。

（収集場所の閲覧等）

第8条の3 市長は、条例第20条第2項に規定する収集場所のうち指定排出物を排出することができる収集場所の位置を記した地図を環境部事務室に備え置き、執務時間中一般の閲覧に供するものとする。

2 市長は、前項の規定により地図に記された収集場所に、収集場所である旨及び指定排出物を収集し、又は運搬する行為を禁止する旨の標示を行うものとする。

（禁止命令書）

第8条の4 条例第20条の2第2項の規定による命令は、収集・運搬禁止等命令書（第5号様式の2）により行うものとする。

第27条第1項第1号及び第4項中「事業系ごみを」を「事業系一般廃棄物を」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第8条の2関係）

指定排出物	区分	品目	
	紙類	紙箱、紙袋、紙パック、広告紙、雑誌、新聞紙、段ボール、包装紙、本	
	びん類	一升びん、ドリンクびん、ビールびん	
	金属類	あ	アイロン、網戸、アルミ缶、アルミサッシ、アルミホイール、アンプ、一輪車、MDレコーダー、オープントースター、おたま
		か	カーテンレール、加湿器、カセットコンロ、鎌、カメラ、ガスコンロ、脚立、金庫、くわ、ケーブル、ゲーム用ソフト、工具、米びつ、ゴルフクラブ
		さ	三輪車、CDプレーヤー、収納棚、照明器具、自転車、ジャッキ、スキーのストック、スコップ、スチール缶、スチール棚、スチールテーブル、スピーカー、スプーン、石油ストーブ、扇風機
		た	チェーン、チューナー、手押し車、鉄アレイ、鉄線、鉄板、DVDレコーダー、電気コード、電気こたつ、電気炊飯器、電気ストーブ、電気掃除機、電気ポット、電子レンジ、台車、トースター、トタン、銅線
		な	なべ
		は	バケツ、パイプ、パイプベツト、ビデオデッキ、ファンヒーター、フライパン、プリンター、ヘアドライヤー、包丁、ホットプレート
		ま	ミシン、物干し竿
		や	やかん、湯沸かし器
		ら	ラジオ、ラジオカセットレコーダー、レコードプレーヤー、ロッカー
		わ	ワードプロセッサ
		その他金属を含む物	

第5号様式の次に次の1様式を加える

第5号様式の2（第8条の4関係）

指令第 号
年 月 日

収集・運搬禁止等命令書

様

甲府市長

印

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）第20条の2第1項の規定に違反したので、同条第2項の規定により、収集し、又は運搬した指定排出物を原状に回復すること及び収集場所に排出された指定排出物を収集し、又は運搬してはならないことを命令します。

なお、この命令に違反した場合には、条例第37条の規定により、20万円以下の罰金に処されることがあります。

命令の原因となる事実

- 1 日 時 年 月 日 時 分頃
- 2 場 所 甲府市
- 3 違反行為 指定排出物（ ）を
上記場所より、収集し、又は運搬（している・した。）
- 4 車両番号等
- 5 備 考

不服申立て等について

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、甲府市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において甲府市を代表する者は甲府市長となります。）提起することができます。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

甲府市斎場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第15号

甲府市斎場条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市斎場条例施行規則（昭和34年4月規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「受けた者」の次に「（以下「使用者」という。）」を加える。

第5条を次のように改める。

（焼骨等の処分）

第5条 使用者は、管理者が指定する時刻に焼骨を引き取らなければならない。

2 市長は、使用者が前項の指定する時刻に焼骨を引き取らないときは、適宜処分するものとする。

3 市長は、第1項に規定する焼骨の引取り後に残骨灰があったときは、当該残骨灰を適宜処分するものとする。

第9条の次に次の1条を加える。

（委任）

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第16号

甲府市地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市地方卸売市場業務条例施行規則（平成23年3月規則第3号）の一部を次のように改正する。

第46条、第51条第1項、第52条、第62条、第67条第2項及び第3項、第69条第1項、第2項及び第4項、第73条第1項並びに第74条第4項中「市長」を「指定管理者」に改める。

別表中

「

バナナ加工施設使用料	建物機械一式 579,000円
------------	-----------------

」を

「

定温倉庫使用料	1平方メートルにつき 920円
---------	-----------------

」に

改める。

第28号様式中「甲府市長」を「指定管理者」に改める。

第29号様式中「市場証第 号」を「 第 号」に、「甲府市長
[印]」を「指定管理者 [印]」に改める。

第35号様式から第41号様式までの規定及び第51号様式中「甲府市長」を「指定管理者」に改める。

第52号様式中「市場証第 号」を「 第 号」に、「甲府市長
[印]」を「指定管理者 [印]」に改める。

第53号様式中「甲府市長」を「指定管理者」に改める。

第54号様式中「甲府市指令市場第 号」を「 第 号」に、「甲府市長
[印]」を「指定管理者 [印]」に改め

る。

第58号様式中「甲府市長」を「指定管理者」に改める。

第60号様式（表）中「甲府市地方卸売市場」を削り、「職名」を「職」に、「甲府市長 [印]」を「指定管理者 [印]」に改め、同様式（裏）中「市長」を「指定管理者」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

甲府市開発行為等の許可基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第17号

甲府市開発行為等の許可基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則
甲府市開発行為等の許可基準に関する条例施行規則（平成14年6月規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第10条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条に次の1号を加える。

- (8) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により土砂災害特別警戒区域に指定されている土地の区域

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第6号の改正規定は、公布の日から施行する。

甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第18号

甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市市営住宅条例施行規則（平成9年10月規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（単身者の入居等）」に改め、同条中「公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）第6条第1項で定める」を「前項に規定する」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第6条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

- (1) 60歳以上の者
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの
 - ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
 - イ 精神障害（知的障害を除く。ウにおいて同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
 - ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者

又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

- (4) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイに該当するもの
- ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号に規定する一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条に規定する保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

第3条第2項各号列記以外の部分中「申し込み」を「申込み」に改め、同項第3号中「親族が令第6条第4項」を「同居しようとする親族がアからウまで」に改め、同号に次のように加える。

ア 入居の申込みをしようとする者又は同居しようとする親族に(㉞)又は(㉟)に該当する者があるとき

(㉞) 前条第1項第2号（同号イ又はウに掲げる障害については、同号イ中「から3級までのいずれか」を「又は2級」とする。）に該当する者

(㉟) 前条第1項第4号に該当する者

イ 入居の申込みをしようとする者が60歳以上の者であり、かつ、同居しようとする親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者であるとき。

ウ 同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があるとき。

第16条第1項第1号中「令」を「公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 4 平成28年3月31日までの間における第2条第1項第1号、第3条第2項第3号イ及び第13条第2項第1号の規定の適用については、第2条第1項第1号及び第3条第2項第3号イ中「60歳以上の者」とあるのは、「昭和31年4月1日以前に生まれた者」とする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市規則第19号

甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年12月規則第84号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「10万4,530円」を「10万4,290円」に、「5万6,720円」を「5万6,600円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「5万2,270円」を「5万2,150円」に、「2万8,360円」を「2万8,300円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、平成24年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

規 程

甲府市規程第1号

甲府市事案決定規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市事案決定規程の一部を改正する規程

甲府市事案決定規程（昭和48年4月規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2総務部、人事管理室、人事の表第6項を同表第7項とし、同表第5項を同表第6項とし、同表第4項第4号中「山梨県市町村共済組合、」を削り、同項を同表第5項とし、同表第3項の次に次の1項を加える。

4	職員の公務災害等の補償に関する事項					
(1)	職員の公務災害等の認定の請求に関すること。		○			
(2)	非常勤職員の公務災害等を認定すること。	○				
(3)	非常勤職員の公務災害等の補償に関すること。		○			
(4)	認定委員及び審査委員の選定に関すること。	○				

別表第2総務部、人事管理室、研修厚生を表第4項を削り、同表第5項を同表第4項とし、同表第6項から同表第8項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2企画部、企画総室の表の次に次のように加える。

リニア交通室

交 通 政 策		決 定 区 分				備 考
		副市長	部長等	室 長	課 長	
1	リニア及び総合交通政策に関する事項					
(1)	リニア及び総合					

交通政策に関する こと。		重要	一般的	輕易	
-----------------	--	----	-----	----	--

別表第2 市民生活部、市民生活総室、市民の表第6 項を同表第7 項とし、同表第5 項を同表第6 項とし、同表第4 項を同表第5 項とし、同表第3 項の次に次の1 項を加える。

4 多文化共生に関する 事項					
(1) 多文化共生推進 計画に関するこ と。			○		

別表第2 市民生活部、市民協働室、人権・男女共同参画の表第4 項を削る。

別表第2 福祉部、福祉総室、健康衛生の表第1 3 項を削り、同表第1 4 項を同表第1 3 項とする。

別表第2 福祉部、子ども家庭支援室、児童保育の表に次のように加える。

8 子ども・子育て新 システムに関する事 項					
(1) 子ども・子育て 新システムに関す ること。		重要	一般的	輕易	

別表第2 福祉部、高齢者・障害者支援室、障害福祉の表第1 項第8 号中「(選考
進達を除く。)」を削る。

別表第2 産業部、市場経営室、経営管理の表第3 項中「売買取扱等」を「売買取
引等」に改め、同項第4 号中「による方法以外の売買取引の方法の決定又は指定」
を「の方法によらなければならない売買取引の指示」に改め、同項第8 号及び第9
号を削り、同項第1 0 号を同項第8 号とし、同項第1 1 号及び第1 2 号を削り、同
表第5 項第1 号中「承認」を「届出」に改め、同項第4 号を削り、同項第5 号中
「又は承認の取消し」を削り、同号を同項第4 号とし、同項第6 号を削り、同項第
7 号を同項第5 号とし、同項第8 号から第1 1 号までを2 号ずつ繰り上げ、同表第
6 項第1 号中「許可」を「届出」に改め、同項第2 号中「販売価格、数量その他」
を削り、同表第8 項第2 号中「の販売価格、数量その他」を「に必要事項」に改
め、同表第9 項第1 号及び第2 号を削り、同項第3 号を同項第1 号とし、同項第4
号を同項第2 号とし、同項第5 号を削り、同項第6 号を同項第3 号とし、同項第7
号を同項第4 号とし、同項第8 号及び第9 号を削り、同項第1 0 号を同項第5 号と
し、同項第1 1 号を削り、同項第1 2 号を同項第6 号とし、同項第1 3 号を同項第

7 号とし、同表第1 1 項第3 号を削り、同項を同表第1 2 項とし、同表第1 0 項の
次に次の1 項を加える。

1 1 市場整備に関す る事項					
(1) 市場整備に関す ること。		○			

別表第2 産業部、市場経営室、計画の表を次のように改める。

計 画	決 定 区 分				備 考
	副市長	部長等	室 長	課 長	
1 市場施設の指定管 理に関する事項					
(1) 市場施設の指定 管理に関するこ と。		○			
2 市場見直し計画に 関する事項					
(1) 市場見直し計画 の推進に関するこ と。		○			

別表第2 都市建設部、都市建設総室、住宅の表第3 項第3 号を削り、同項第4 号
を同項第3 号とする。

別表第2 都市建設部、計画指導室、都市計画の表第3 項第2 号中「景観形成に係
る大規模行為」を「景観計画に基づく行為等」に改める。

附 則

この規程は、平成2 4 年4 月1 日から施行する。

甲府市規程第2号

甲府市文書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市文書取扱規程の一部を改正する規程

甲府市文書取扱規程（昭和38年5月規程第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15条の2」を「第15条」に改める。

第1条の2第10号を削る。

第11条第1項中「（総合行政ネットワーク文書を除く。以下この条から第15条までにおいて同じ。）」を削る。

第15条の2、第16条の3、第24条の2及び第26条の2を削る。

第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第6条関係）

郵便切手等受払簿

年月日	担当	摘要	現金換算額（円）		種別（枚）		切手
			受払額	残額	はがき	切手	
前月末累計							
今月分計							
累計							

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告示

甲府市告示第72号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年3月5日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 配当計算書（謄本） 税発第2300号
- 2 発送日 平成24年2月27日
- 3 送達を受けるべき者 廣瀬 伸次
- 4 保管場所 甲府市税務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第73号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年3月5日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 充当通知書 税発第2191号
- 2 発送日 平成24年2月24日
- 3 送達を受けるべき者 廣瀬 伸次
- 4 保管場所 甲府市税務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第74号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年3月5日

甲府市長 宮島雅展

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 書類名 | 差押解除通知書 税発第2068号 |
| 2 発送日 | 平成24年3月1日 |
| 3 送達を受けるべき者 | 廣瀬 伸次 |
| 4 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第75号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年3月5日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市増坪町字チクヤ450番3
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市増坪町202番地
萩原 秀幸

甲府市告示第76号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

平成24年3月6日

甲府市長 宮島雅展

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市増坪町791-1
甲府市産業部農林振興室農業振興課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

甲府市告示第77号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成24年3月6日

甲府市長 宮島雅展

- | | | |
|------------------------|-------------|------------------|
| 1 書類名 | 国民健康保険被保険者証 | |
| 2 世帯主住所並びに被保険者氏名及び記号番号 | | 別紙のとおり
(別紙省略) |

甲府市告示第78号

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示をする。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成24年3月7日

甲府市長 宮島雅展

- | | |
|-------|--|
| 1 書類名 | 平成23年度国民健康保険料第5～6期分督促状
平成23年度国民健康保険料過年第9期分督促状 |
| 2 発送日 | 平成23年12月26日 平成24年1月31日 |

- 3 納付場所 甲府市指定金融機関 甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行・郵便局
甲府市税務部収納管理室収納課
甲府市市民生活部市民生活総室国民健康保険課
各総合行政窓口センター
- 4 送達を受けるべき者 別紙のとおり
- 5 保管場所 甲府市税務部収納管理室収納課

(別紙省略)

甲府市告示第79号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年3月8日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市東下条町字上起し 152番4
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市大里町2962-20
コーナン第2ハイツ405
窪田 誠

甲府市告示第80号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年3月12日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市下今井町字稲積758番2
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
富士吉田市下吉田4806-2-303

堀 達 彦

甲府市告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、都市建設部都市基盤整備室道路河川課において、この告示の日から平成24年3月25日まで一般の縦覧に供する。

平成24年3月12日

甲府市長 宮島雅展

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	上町13号線	甲府市上町2013番 1地先から 甲府市上町2062番 1地先まで	194.0	平成24年 3月12日

甲府市告示第82号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年3月13日

甲府市長 宮島雅展

- 1 書類名 充当通知書 税発第2336号
- 2 発送日 平成24年3月2日
- 3 送達を受けるべき者 廣瀬 伸次
- 4 保管場所 甲府市税務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第83号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送した
が返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第
226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、
いつでも交付する。

平成24年3月13日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | | |
|-------------|------------------|----------|
| 1 書類名 | 配当計算書（謄本） | 税発第2328号 |
| 2 発送日 | 平成24年3月2日 | |
| 3 送達を受けるべき者 | 廣瀬 伸次 | |
| 4 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第84号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、平成
24年度固定資産課税台帳を次のとおり縦覧に供する。

平成24年3月13日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|--------|--|
| 1 縦覧期間 | 平成24年4月1日から平成24年5月1日まで
（ただし、土・日曜日、祝日は除く。） |
| 2 縦覧時間 | 午前8時30分から午後5時15分まで |
| 3 縦覧場所 | 甲府市役所仮本庁舎5号館 税務部税務総室資産課 |

甲府市告示第85号

地方自治法第219条第2項の規定により、平成24年3月市議会定例会におい
て議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

平成24年3月13日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 平成23年度甲府市一般会計補正予算（第7号）
- 2 平成23年度甲府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 3 平成23年度甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 4 平成23年度甲府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 5 平成23年度甲府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 6 平成23年度甲府市地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）
- 7 平成23年度甲府市病院事業会計補正予算（第4号）
- 8 平成23年度甲府市水道事業会計補正予算（第1号）

平成24年3月12日 原案可決

（別紙省略）

甲府市告示第86号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条第1項の規定により広告物等
を保管したので、同条第2項の規定により別紙のとおり公告する。

平成24年3月14日

甲府市長 宮 島 雅 展

（別紙省略）

甲府市告示第87号

次の後期高齢者医療保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所
（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため高齢者の医
療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第
226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはい
つでも交付する。

平成24年3月14日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-------------|----------------------|
| 1 書類名 | 後期高齢者医療保険料 過誤納金還付通知書 |
| 2 発送日 | 平成23年4月22日 |
| 3 還付場所 | 甲府市会計室 |
| 4 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 5 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室収納課 |

（別紙省略）

甲府市告示第88号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年3月15日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市大里町字東耕地2267番1、2267番3、2268番1
以上3筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市大里町2022番地2
三 神 藤 代

甲府市告示第89号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年3月16日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 書類名 | 差押解除通知書 税発第2340号 |
| 2 発送日 | 平成24年3月12日 |
| 3 送達を受けるべき者 | 廣瀬 伸次 |
| 4 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第90号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年3月16日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上今井町字前田 2048番1から2048番4まで
以上4筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市相生一丁目16番16号
有限会社 セントラルホームズ
代表取締役 雨 宮 孝

甲府市告示第91号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年3月16日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市国玉町字大橋1229番3、1229番6から1229番8まで
以上4筆及び道

- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市善光寺一丁目18番22号
こばやし不動産
代表 小林 誠

（別添図省略）

甲府市告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月19日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 名 称 北大路自治会
2 変更事項
代表者の氏名・住所、主たる事務所の所在地

	変 更 後	変 更 前
代表者氏名	深 沢 邦 夫	松 本 公 夫
代表者住所	甲府市湯田二丁目1番20号	甲府市湯田一丁目13番12号

- 3 変更年月日 平成24年3月11日

甲府市告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月19日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 名 称 千塚橋場自治会
2 変更事項
主たる事務所の所在地

	変 更 後	変 更 前
主たる事務所所在地	甲府市音羽町2番5号	甲府市音羽町2番10号

- 3 変更年月日 平成24年3月12日

甲府市告示第94号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年3月19日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 充当通知書 税発第2398号
2 発送日 平成24年3月9日
3 送達を受けるべき者 廣瀬 伸次
4 保管場所 甲府市税務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第95号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年3月19日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 配当計算書（謄本） 税発第2393号
2 発送日 平成24年3月9日
3 送達を受けるべき者 廣瀬 伸次
4 保管場所 甲府市税務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第96号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年3月19日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市国玉町字飯寄147番5
以上1筆
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市国玉町411-1
シャーマゾンパルボークスA棟102
田中 宰

甲府市告示第97号

別紙の者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により公示する。

平成24年3月21日

甲府市長 宮島雅展
(別紙省略)

甲府市告示第98号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成24年3月21日

甲府市長 宮島雅展

- | | |
|--------|---|
| 1 書類名 | 甲府市介護保険料納入通知書・更正通知書 |
| 2 発送日 | 平成24年2月14日 |
| 3 項目 | 平成23年度介護保険料納入通知書8～9期
平成23年度介護保険料更正通知書2月更正分 |
| 4 納期限 | 平成24年2月29日・平成24年4月2日 |
| 5 納付場所 | 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行
甲府市指定コンビニエンスストア
甲府市税務部収納管理室収納課
甲府市福祉部高齢者・障害者支援室介護保険課
甲府市総合行政窓口センター |

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| 6 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 7 保管場所 | 甲府市福祉部高齢者・障害者支援室介護保険課
(別紙省略) |

甲府市告示第99号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成24年3月21日

甲府市長 宮島雅展

- | | |
|---------|--|
| 1 書類名 | 甲府市国民健康保険料納入通知書 |
| 2 発送日 | 平成24年2月1日 |
| 3 項目 | 平成23年度国民健康保険料8期、9期分
国民健康保険料過年11期（平成21、22年度分） |
| 4 納期限 | 平成24年2月29日
(納期限を平成24年4月2日に再指定)
平成24年4月2日 |
| 5 納付場所 | 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
㈱ゆうちょ銀行・郵便局
甲府市税務部収納管理室収納課
甲府市市民生活部市民生活総室国民健康保険課
総合行政窓口センター |
| 6 納付義務者 | 別紙のとおり（10件） |

(別紙省略)

甲府市告示第100号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成24年3月21日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 差押調書(謄本) 税発第2136号
- 2 発送日 平成24年2月15日
- 3 送達を受けるべき者 波切 尚
- 4 保管場所 甲府市税務部収納管理室滞納整理課

甲府市告示第101号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則(昭和35年11月規則第52号)第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成24年3月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所並びに被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり
(別紙省略)

甲府市告示第102号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年3月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上石田一丁目545番2、547番2、550番1から550番5まで、
2763番1、2764番、2764番5、2765番、2766番、
2767番1

以上13筆及び水・道

- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	水路
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
富士吉田市下吉田五丁目15番29号
芙蓉建設株式会社
代表取締役 大森 彦一

(別添図省略)

甲府市告示第103号

金融機関の指定についての告示(昭和62年3月23日甲府市告示第52号)の一部を次のように改正する。

平成24年3月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

収納代理金融機関中「住友信託銀行株式会社甲府支店」を「三井住友信託銀行株式会社甲府支店」に改める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

甲府市告示第104号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年3月22日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市小瀬町字北屋敷502番1、502番3から502番7まで、
505番1から505番3まで

以上9筆

- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、下水道
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 甲府市伊勢四丁目2番1号
 西甲府住宅株式会社
 代表取締役 戸田 克己

(別添図省略)

甲府市告示第105号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成24年3月26日

甲府市長 宮島 雅展

1 書類名 介護保険被保険者証
 2 被保険者番号並びに住所及び氏名

別紙のとおり

(別紙省略)

甲府市告示第106号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年3月26日

甲府市長 宮島 雅展

1 開発区域に含まれる地域の名称
 甲府市池田三丁目136番1、136番4から136番18まで
 以上16筆

2 公共施設の種類の種類、位置

公共施設の種類の種類	道路、水路、公園、ゴミ置場、下水道
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 甲斐市長塚226番地5
 株式会社協栄ホーム
 代表取締役 篠原 勉

(別添図省略)

甲府市告示第107号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定により、予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年厚生省第197号）第5条の規定により公告する。

平成24年3月26日

甲府市長 宮島 雅展

1 実施内容（平成24年4月分）

種類	対象者		場所
B C G	生後6月未満		指定 医療機関 (別掲)
ジフテリア 百日咳 破傷風 (DPT)	第1期初回	生後3月から9月未満の者	
	第1期追加		
ジフテリア 破傷風 (DTトキソイド)	第2期	11歳以上13歳未満の者	
麻しん風しん混合 (MR)	第1期	生後12月から24月未満の者	
	第2期	5歳以上7歳未満の者であって、 小学校就学前の1年間にある者	
	第3期	平成11年4月2日から平成12 年4月1日の間に生まれた者（中 学1年生相当）	
	第4期	平成6年4月2日から平成7年4 月1日の間に生まれた者（高校3 年生相当）	
日本脳炎	第1期初回	生後6月から9月未満の者	
	第1期追加	生後6月から9月未満の者	
	第2期	9歳以上13歳未満の者	
	特例*1	平成7年6月1日から平成19年 4月1日の間に生まれた者	

※1 平成17年5月30日の接種勧奨差し控えにより、全4回の日本脳炎予防接種を完了できなかった者への救済措置。

2 予防接種を受けることが適当でない人

- (1) 明らかに発熱のある人
- (2) 重篤な急性疾患に罹っていることが明らかな人
- (3) その日に受ける予防接種によって、又は予防接種に含まれる成分でアナフィラキシーショックを起こしたことがある人

(4) その他医師が不適当な状態と判断した場合

(別紙省略)

甲府市告示第108号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年3月27日

甲府市長 宮島雅展

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1 書類名 | 配当計算書(謄本) 税発第2475号 |
| 2 発送日 | 平成24年3月21日 |
| 3 送達を受けるべき者 | 廣瀬 伸次 |
| 4 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第109号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成24年3月27日

甲府市長 宮島雅展

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 書類名 | 充当通知書 税発第2459号 |
| 2 発送日 | 平成24年3月19日 |
| 3 送達を受けるべき者 | 廣瀬 伸次 |
| 4 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第110号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年3月27日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市下積翠寺町字別府大石473番1
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
昭和町清水新居974番地1
ライスアイランドビレッジB-303号
三野 誠 広

甲府市告示第111号

地方自治法第219条第2項の規定により、平成24年3月市議会定例会において議決を経た予算を、別紙のとおり公表する。

平成24年3月27日

甲府市長 宮島雅展

- 1 平成24年度 甲府市一般会計予算
- 2 平成24年度 甲府市国民健康保険事業特別会計予算
- 3 平成24年度 甲府市交通災害共済事業特別会計予算
- 4 平成24年度 甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 5 平成24年度 甲府市土地地区画整理事業用地先行取得事業特別会計予算
- 6 平成24年度 甲府市介護保険事業特別会計予算
- 7 平成24年度 甲府市古閑・梯町簡易水道事業特別会計予算
- 8 平成24年度 甲府市農業集落排水事業特別会計予算
- 9 平成24年度 甲府市簡易水道等事業特別会計予算
- 10 平成24年度 甲府市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 11 平成24年度 甲府市浄化槽事業特別会計予算
- 12 平成24年度 甲府市地方卸売市場事業会計予算
- 13 平成24年度 甲府市病院事業会計予算
- 14 平成24年度 甲府市下水道事業会計予算

15 平成24年度 甲府市水道事業会計予算

平成24年3月26日 原案可決

(別紙省略)

甲府市告示第112号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年3月27日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市国玉町字深田627番2
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市和戸町775-1
ソール・オリエンズD-104
落合 友弘
落合 亜紀

甲府市告示第113号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可にかかわる次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成24年3月28日

甲府市長 宮島雅展

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市下飯田三丁目503番1、503番6から503番27まで、
506番2から506番4まで
以上26筆及び道・水
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、水路、ゴミ置場、下水道、河川
位置及び区域	別添図のとおり

(開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市都市建設部計画指導室都市計画課に

備え置いて縦覧に供する。)

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市下石田二丁目15番7号
株式会社B'Sクリエイト
代表取締役 保坂貞仁

(別添図省略)

甲府市告示第114号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、別紙のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、都市建設部都市基盤整備室道路河川課において、この告示の日から平成24年4月11日まで一般の縦覧に供する。

平成24年3月29日

甲府市長 宮島雅展

(別紙省略)

甲府市告示第115号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、別紙のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、都市建設部都市基盤整備室道路河川課において、この告示の日から平成24年4月11日まで一般の縦覧に供する。

平成24年3月29日

甲府市長 宮島雅展

(別紙省略)

甲府市告示第116号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、都市建設部都市基盤整備室道路河川課において、この告示の日から平成24年4月11日まで一般の縦覧に供する。

平成24年3月29日

甲府市長 宮島雅展

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日

市道	金塚西(1)線	甲府市千塚三丁目1735番1地先から 甲府市千塚五丁目2644番1地先まで	466.6	平成24年 4月2日
----	---------	--	-------	---------------

甲府市告示第117号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所(居所)に郵送した
が返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法(昭和25年法律第
226号)第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはい
つでも交付する。

平成24年3月29日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-------------|---|
| 1 書類名 | 市県民税 過誤納金還付通知書 |
| 2 発送日 | 平成23年8月19日
平成23年12月15日
平成24年1月23日
平成24年2月20日
平成24年3月19日 |
| 3 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 4 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室収納課 |

(別紙省略)

甲府市告示第118号

甲府市自転車駐車場条例(平成19年9月条例第28号)第13条第1項の規定
により、自転車駐車場内の自転車を撤去し、保管したので、同条第2項及び甲府市
自転車駐車場条例施行規則(平成19年9月規則第42号)第5条の規定により次
のとおり告示する。

平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所
甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場

- 甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場
甲府市酒折駅南口自転車駐車場
甲府市酒折駅北口自転車駐車場
- 撤去し、保管した自転車の型式等
別紙のとおり
- 保管した日
平成24年3月19日(月)
- 返還の申出場所
市民生活部市民協働室消費生活センター
交通安全係 TEL055-237-5303
- 保管場所
甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場
甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場
甲府市酒折駅北口自転車駐車場
- 返還時に持参する物
住所・氏名を確認できるもの・自転車の鍵

(別紙省略)

甲府市告示第119号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の2第2項の規定による指
定介護予防支援事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第115条の
30の規定により公示する。

平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| 1 介護保険事業所番号 | 1900100114 |
| 2 事業所の名称 | 甲府市北地域包括支援センター |
| 3 事業所の所在地 | 甲府市朝日2丁目2番3号 |
| 4 当該事業所の申請者 | 甲府市羽黒町1657番地5
社会福祉法人 奥湯村福祉会 |
| 5 サービスの種類 | 介護予防支援 |
| 6 廃止年月日 | 平成24年3月31日 |

甲府市告示第120号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項の規定による指定地
域密着型サービス事業者及び第54条の2第1項の規定による指定地域密着型介護

予防サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により公示する。

平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 介護保険事業所番号 1990100370
- 2 事業所の名称 小規模多機能ホームわかまつ
- 3 事業所の所在地 甲府市若松町6番35号
- 4 当該事業所の申請者 甲府市若松町6番35号
社会福祉法人 やまなし勤労者福祉会
理事長 平田 理
- 5 サービスの種類 小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能型居宅介護
- 6 指定年月日 平成24年3月31日

甲府市告示第121号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5及び第115条の15の規定による指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により公示する。

平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

- 1 介護保険事業所番号 1990100263
- 2 事業所の名称 認知症対応型通所介護デイサービスセンター灯
- 3 事業所の所在地 甲府市上阿原町1151番地
- 4 当該事業所の申請者 甲府市国玉町951番地1
社会福祉法人 和人会
理事長 今井 立史
- 5 サービスの種類 認知症対応型通所介護
介護予防認知症対応型通所介護
- 6 廃止年月日 平成24年3月31日

甲府市告示第122号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成5年政令第371号）第2条の規定に基づき、同法第16条第1項に規定する基準で騒音に係るものの地域の類型を当てはめる地域を次表のとおり指定し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

甲府市長 宮 島 雅 展

地域の類型	当てはめる地域
A	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域（同項第2号に掲げる特別用途地区のうち、特別工業地区及び特別業務地区を除く。）
C	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに同項第2号に掲げる特別用途地区のうち、特別工業地区及び特別業務地区

備考

- 1 この表において「A」、「B」及び「C」とは、騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）の「第1 環境基準」において定められた地域の類型のうち「A」、「B」及び「C」に相当するものをいう。
- 2 この表に当てはめる地域のうち、騒音に係る環境基準についての「第1 環境基準」において定められている「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。
 - (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあつては四車線以上の区間に限る。）のうち市内の区域
 - (2) 2（1）に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1項第1号に定める自動車専用道路のうち市内の区域

市議会

甲府市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年3月7日

甲府市議会議長 清水 保

甲府市議会規則第1号

甲府市議会傍聴規則の一部を改正する規則

甲府市議会傍聴規則（昭和40年12月議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「会議」を「、会議」に改める。

第3条第1項中「会議」を「一般席で会議」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の場合において、会議を傍聴しようとする者が団体であるときは、代表者又は責任者が、自己の住所及び氏名並びに当該団体の名称並びに傍聴する者の住所、氏名及び年齢を記載した名簿を提出することにより、傍聴人受付簿への記入に代えることができる。

3 報道関係者席で会議を傍聴できる者は、傍聴証を着用する報道関係者に限る。

第3条に次の1項を加える。

4 議長は、傍聴を認める報道関係者に傍聴証を交付する。

第4条を次のように改める。

（傍聴証の返還）

第4条 傍聴証の交付を受けた報道関係者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

第5条中「傍聴人の定員は」を「一般席の傍聴人の定員は、」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「もの」を「者」に改め、同条第5号を削り、同条第6号中「会議」の次に「の円滑な運営」を、「及ぼす」の次に「おそれがある」を加え、同号を同条第5号とする。

第8条第2号を次のように改める。

(2) 私語を発する、騒ぎ立てる等の行為をしないこと。

第8条第3号中「示威的行為」を「の意思又は要求を示す行為」に改め、同条第4号中「外とう、えり巻」を「コート、マフラー」に改め、同条第7号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 携帯電話、パーソナルコンピュータ等の電子機器類に電源を切る等の鳴動させない対策を講じ、これらを使用しないこと。ただし、鳴動させない対策を講じている報道関係者のパーソナルコンピュータについては、この限りでない。

第9条の見出し中「・映画」を「、ビデオ」に改め、同条中「映画」を「ビデ

オ」に改める。

第10条中「傍聴人は」を「傍聴人は、」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第12条中「議長は」を「議長は、」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

教育委員会

甲府市市立の小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月12日

甲府市教育委員会
委員長 齋藤 章

甲府市教育委員会規則第3号

甲府市市立の小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

甲府市市立の小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則（昭和62年4月教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表中「及び302番地から603番地まで」を「、302番地から603番地まで及び2000番地から2011番地まで」に改め、同表中学校の表中「湯村三丁目1番から18番まで」を「湯村三丁目1番から18番まで及び478番地164」に、「及び302番地から603番地まで」を「、302番地から603番地まで及び2000番地から2011番地まで」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

平成24年4月1日における号給の調整に関する規則をここに公布する。
平成24年3月30日

甲府市教育委員会
委員長 齋藤 章

甲府市教育委員会規則第4号

平成24年4月1日における号給の調整に関する規則

第1条 甲府市学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成23年11月条例第24号。以下「改正条例」という。）附則第4項の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして教育委員会が定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成24年4月1日（以下「調整日」という。）において36歳以上42歳未満の職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員の内いずれかに該当する職員
 - (2) 調整日において36歳に満たない職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員の内いずれかのみ該当する職員
 - (3) 調整日において36歳に満たない職員でその者の属する職務の級における最高の号給の1号給下位の号給を受ける職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員の内いずれか2以上に該当する職員
- 2 改正条例附則第4項の特に調整の必要があるものとして教育委員会が定める職員は、調整日において36歳に満たない職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員の内いずれか2以上に該当する職員（前項第3号に掲げる職員を除く。）とする。

第2条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年3月30日

甲府市教育委員会
委員長 齋藤 章

甲府市教育委員会規則第5号

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

甲府市教育委員会事務分掌規則（平成8年3月教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表生涯教育振興室、文化振興課の項中「、国民文化祭係」を削り、同項の次に次のように加える。

国民文化祭課	国民文化祭係
--------	--------

別表生涯教育振興室、文化振興課の項第12号を削り、同項の次に次のように加える。

国民文化祭課	(1) 国民文化祭に関すること。
--------	------------------

別表生涯教育振興室、スポーツ振興課の項第3号中「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に改め、同項第4号中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

甲府市教育委員会
委員長 齋藤 章

甲府市教育委員会規則第6号

甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則

甲府市学校職員初任給、昇格等の基準に関する規則（昭和47年6月教委規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第5ア高等学校教育職給料表昇格時号給対応表中

「	58		「	57	
	58			58	
	59			58	
	59	を		58	に改める。
	60			59	
	60			59	
	61			59	
	61			60	
	61			60	
	61			60	
	62			61	
	62			61	
	62			61	
	62			61	
	63			62	
	63			62	
	63			62	
	63			62	
	64			63	
	64			63	
	64			63	
	64			63	
	64			63	
	65			64	
	65			64	
	65			64	
	65			64	
	65			64	
	65			65	

6 5	6 5
6 5	6 5
6 6	6 5
6 6	6 5
6 6	6 5
6 6	6 5
6 6	6 6
6 6	6 6
6 6	6 6
6 7	6 6
6 7	6 6
6 7	6 6
6 7	6 6
6 7	6 7
6 7	6 7
6 8	6 7
6 8	6 7
6 8	6 7
6 8	6 7
6 8	6 8
6 8	6 8
6 8	6 8
6 9	6 9

別表 5 イ 商科専門学校教育職給料表昇格時号給対応表中

5 8	を	5 7	に改める。
5 8		5 8	
5 8		5 8	
5 8		5 8	
5 8		5 8	
5 9		5 8	
5 9		5 8	
5 9		5 9	
5 9		5 9	
5 9		5 9	
6 0		5 9	
6 0		5 9	
6 0		5 9	
6 0		6 0	
6 0		6 0	
6 1		6 0	
6 1		6 0	
6 1		6 0	
6 2		6 0	
6 2		6 1	
6 2		6 1	
6 3		6 2	
6 3		6 2	

附 則
この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市市立小中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年3月30日

甲府市教育委員会
委員長 齋藤 章

甲府市教育委員会規則第7号

甲府市市立小中学校管理規則の一部を改正する規則

甲府市市立小中学校管理規則（昭和32年6月教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条中「山梨県教育委員会の同意を得るべき」を削る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程をここに公布する。
平成24年3月30日

甲府市教育委員会
委員長 齋藤 章

甲府市教育委員会規程第1号

甲府市教育委員会事務局事案決定規程の一部を改正する規程

甲府市教育委員会事務局事案決定規程（昭和48年4月教委規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2文化振興の表の次に次の1表を加える。

項目	決定区分			備考
	部長	室長	課長	
1 国民文化祭に関する事項				
(1) 国民文化祭実行委員会に關すること。			○	
(2) 国民文化祭庁内実施本部に關すること。			○	
(3) 関係機関、関係団体等との連絡調整に關すること。			○	

別表第2スポーツ振興の表第1項第4号中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第5号

平成24年3月1日現在の選挙人名簿について、地方自治法第76条、第80条、第81条、第86条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙人名簿に登録されている者の総数の1/3の数及び地方自治法第74条、第75条に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項、第4条の2第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

平成24年3月2日

甲府市選挙管理委員会
委員長 山田 泰良

- 1 1/3の数 52,584人
- 2 1/50の数 3,156人
- 3 1/6の数 26,292人

甲府市選挙管理委員会告示第6号

平成24年3月22日に任期満了となった選挙管理委員会委員について、次のとおり改選されたので、告示する。

平成24年3月23日

甲府市選挙管理委員会
委員長 今井 晃

職 名	氏 名
委員長	今 井 晃
委員長職務代理	三 井 和 子

委 員	志 村 文 武
委 員	土 屋 明 彦

(任期：平成24年3月23日～平成28年3月22日)

公平委員会

甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年3月27日

甲府市公平委員会
委員長 望月政男

甲府市公平委員会規則第1号

甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

甲府市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年9月公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の部本庁の項中「企画総室総務課庶務係長」の次に「、交通政策係長」を加える。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

農業委員会

甲府市農業委員会告示第3号

農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会3月定例総会を、平成24年3月28日午後2時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成24年3月23日

甲府市農業委員会会長 塩野陽一

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 平成24年4月告示分農用地利用集積計画について
- 3 平成24年度甲府市農業委員会活動基本目標について
- 4 平成24年度甲府市農業委員会年間事業計画について
- 5 平成24年度農業臨時雇い賃金等標準額について

甲府市農業委員会告示第4号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号かっこ書の規定による別段の面積を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

なお、平成21年12月15日甲府市農業委員会告示第12号は、平成24年3月31日限り廃止する。

平成24年3月23日

甲府市農業委員会会長 塩野陽一

農地法第3条第2項第5号かっこ書の別段の面積

区 域	農地法第3条第2項第5号 かっこ書の別段の面積
旧能泉村、旧宮本村及び旧上九一色村の区域	20アール
その他の区域	30アール

上下水道局

甲府市上下水道局管理規程第1号

甲府市上下水道企業職員管理職手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

甲府市上下水道企業職員管理職手当支給規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道企業職員管理職手当支給規程（昭和42年1月管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第2号

甲府市水洗便所改造資金貸付条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

甲府市水洗便所改造資金貸付条例施行規程の一部を改正する規程

甲府市水洗便所改造資金貸付条例施行規程（平成19年4月管理規程第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 連帯保証人は、独立の生計を営み、かつ、返済能力を有する者で、甲府市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が適当と認めるものとする。

第6条第2項中「甲府市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第3号

甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程等の一部を改正する規程

(甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程の一部改正)

第1条 甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程(平成17年3月管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第3条表中

経営企画課	企画係、情報管理係、経理係
-------	---------------

 を

「

経営企画課	企画係、情報管理係、経理係
会計課	出納係、審査係

 に改め、営業課の項中「サービ

ス係」の次に「、収納係」を加え、業務部、営業管理室、収納課の項を削り、工務部、みず管理室、みず保全課の項中「水質管理係」の次に「、簡易水道係」を加える。

別表業務部、業務総室、経営企画課の項中第10号を「予算に関する事。」に改め、第14号を次の用に改め、第15号から第18号までを削る。

14 資金計画及び資金運用に関する事。

別表業務部、業務総室、経営企画課の項の次に次のように加える。

会計課	1 現金預金及び有価証券等の出納及び保管に関する事。
	2 現金、有価証券等の収納及び消し込みに関する事。
	3 小切手の振り出しに関する事。
	4 指定金融機関に関する事。
	5 支出負担行為の確認及び支出命令書の審査に関する事。
	6 例月現金出納検査に関する事。
	7 定期監査及び決算審査に関する事。

別表業務部、営業管理室、営業課の項を次のように改める。

営業課	1 使用水量の検針及び認定に関する事。
	2 水道料金及び下水道使用料(湧水含む。)の賦課及び更正に関する事。
	3 口座振替に関する事。
	4 指定代理納付に関する事。
	5 検針業務等受託者の指導及び監督に関する事。
	6 水道の使用開始及び中止に関する事。
	7 水道の使用に係る相談等の受付及び処理に関する事。
	8 寒波対策に関する事。
	9 宅地内の漏水調査(使用者の修理負担箇所)に関する事。
	10 私設消火栓の指導取締りに関する事。
	11 下水道使用料及び下水道事業受益者負担金の未収金の徴収、徴収猶予、滞納処分(差押え)及び納付指導に関する事。
	12 前項以外の未収金の徴収及び停水処分に関する事。
	13 滞納処分(差押物件の引揚げ及び公売等)及び交付要求に関する事。
	14 督促状の発布に関する事。
	15 過誤納金の還付・充当に関する事。
	16 諸証明に関する事。
	17 徴収業務受託者の指導及び監督に関する事。

別表業務部、営業管理室、収納課の項を削る。

別表業務部、営業管理室、給排水課の項中第6号を「給水工事台帳及び排水設備台帳の整備保管に関する事。」に、第16号を「下水道の接続に関する事。」に改める。

別表工務部、工務総室、管理計画課の項中第9号を削り、第10号を第9号とする。

別表工務部、技術管理室、施設維持課の項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

5 宅地内の漏水調査(局の修理負担箇所)及び道路等の漏水調査に関する事。

と。

別表工務部、みず管理室、みず保全課の項中第6号を次のように改める。

6 簡易水道、小規模水道及び飲料水供給施設に関すること。

別表工務部、みず管理室、みず保全課の項中第6号の次に次の1号を加える。

7 専用水道及び簡易専用水道に関すること。

(甲府市上下水道局事案決定規程の一部改正)

第2条 甲府市上下水道局事案決定規程(昭和48年8月管理規程16号)の一部を次のように改正する。

別表第2業務部、業務総室、経営企画課の表第3項中第8号を次のように改め、第9号から第14号を削る。

(8) 資金計画及び資金運用に関すること。			○	
-----------------------	--	--	---	--

別表第2業務部、業務総室、経営企画課の表の次に次の表を加える。

項目	決定区分			備考
	部長	室長	課長	
1 出納に関する事項				
(1) 収納金及び支払金の整理に関すること。			○	
(2) 現金の出納及び有価証券の保管に関すること。			○	
(3) 現金、有価証券等の収納及び消し込みに関すること。			○	
(4) 株式会社ゆうちょ銀行が取り扱う公金の収納に関すること。			○	
(5) 指定金融機関に関すること。			○	指定又は変更を除く。
(6) 支出事務の委託に関すること。			○	
2 審査に関する事項				
(1) 例月現金出納検査に関すること。			○	
(2) 決算報告書類の作成に関すること。			○	
3 その他				
(1) その他会計課に関すること。	重要	一般	軽易	

別表2業務部、営業管理室、営業課の表第1項に次の1号を加える。

(7) 口座振替に関すること。			○	
-----------------	--	--	---	--

別表2業務部、営業管理室、営業課の表第2項第3号を「閉鎖栓業務の委託に関すること。」に、第4号を「宅地内の漏水調査(使用者の修理負担箇所)に関すること。」に改める。

別表2業務部、営業管理室、営業課の表第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 収納に関する事項				
(1) 諸証明に関すること。			○	
(2) 過誤納金等の還付及び充当に関すること。			○	
(3) 未収金の督促に関すること。			○	
(4) 徴収猶予に関すること。			○	
(5) 滞納処分に関すること。	公売		差押	
(6) 交付要求に関すること。			○	
(7) 給水の停止に関すること。	○			
(8) 収納業務の委託及び受託に関すること。	○			

別表2業務部、営業管理室、収納課の表を削る。

別表2業務部、営業管理室、給排水課の表第1項第5号を「給水装置工事の加入金及び手数料等の賦課に関すること。」に、第6号を「指定給水装置工事事業者の指定並びに指導に関すること。」に改め、次の1号を加える。

(11) 貯水槽水道に関すること。			○	
-------------------	--	--	---	--

別表2業務部、営業管理室、給排水課の表第3項第2号を次のように改める。

(2) 未接続世帯の調査及び指導に関すること。			○	
-------------------------	--	--	---	--

別表2工務部、工務総室、管理計画課の表第1項第11号を次のように改める。

(11) 下水道の供用開始に関すること。			○	
----------------------	--	--	---	--

別表2工務部、技術管理室、施設維持課の表第1項に次の1号を加える。

(10) 濁水、水圧及び赤水などの調査に関する			○	
-------------------------	--	--	---	--

こと。

別紙2工務部、技術管理室、施設維持課の表第3項中第8号を第11号とし、第4号から第7号までを3号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 宅地内の漏水調査(局の修理負担箇所)に関すること。	重要	一般	軽易	
(5) 道路の漏水調査に関すること。			○	
(6) 営業時間外の現地確認業務の委託に関すること。	○			

別表2工務部、みず管理室、みず保全課の表第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 簡易水道、小規模水道及び飲料水供給施設(以下「簡易水道等」という。)に関する事項				
(1) 簡易水道等の計画に関すること。		○		
(2) 簡易水道等に係る調査及び設計に関すること。			○	
(3) 簡易水道等の工事の施工及び監督に関すること。			○	
(4) 簡易水道等の施設の維持管理、監視及び指導に関すること。			○	
(5) 簡易水道等の水質検査に関すること。			○	
(6) 簡易水道等の料金等の賦課及び徴収に関すること。	重要	一般	軽易	
(7) 新規専用水道等に係る確認及び決定に関すること。	○			
(8) 簡易専用水道に関すること。			○	

(甲府市上下水道局公印管守規程の一部改正)

第3条 甲府市上下水道局公印管守規程(昭和39年1月管理規程第24号)の一部を次のように改正する。

別表第1管守者の欄中「収納課長」を「営業課長」に改める。

(甲府市上下水道局職員被服貸与規程の一部改正)

第4条 甲府市上下水道局職員被服貸与規程(昭和29年3月管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「管財契約係、料金係、サービス係、普及係及び滞納整理係」を「収納係及び普及係」に改める。

(甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程)

第5条 甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程(昭和28年11月管理規程第10号)の一部を次のように改める。

第39号様式(その1)、第39号様式(その2の1)、第39号様式(その7の2)及び第39号様式(その7の4)中「収納課」及び「職務代理者」を削る。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第4号

甲府市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

甲府市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局会計規程（昭和45年4月管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第42条中「、別表第3及び別表第4」を「、別表第4及び別表第5」に改める。

別表第5 甲府市上下水道局収納取扱金融機関中「住友信託銀行株式会社」を「三井住友信託銀行株式会社」に改め、「株式会社 東京スター銀行」を削る。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第5号

甲府市上下水道局公印管守規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

甲府市上下水道局公印管守規程等の一部を改正する規程

（甲府市上下水道局公印管守規程の一部改正）

第1条 甲府市上下水道局公印管守規程（昭和39年1月管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

取扱員 領収印	9	かい書	直径25	ゴム	現金の 収納	同	1
------------	---	-----	------	----	-----------	---	---

」を

削除							
----	--	--	--	--	--	--	--

」に

改める。

別表第2中

「


 を
 「
 9
 削除
 に改める
 」

（甲府市上下水道局会計規程の一部改正）

第2条 甲府市上下水道局会計規程（昭和45年4月管理規程4号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項及び第2項を次のように改める。

企業出納員、現金取扱員、指定金融機関及び法第33条の2の規定に基づき、上下水道局の業務に係る公金の徴収又は収納の事務を受託しているもの（以下「公金徴収事務等受託者」という。）は、水道料金等を納入通知書により収納したときは、所定の領収書に領収印を押して、直ちに納付者に対して領収

印を交付しなければならない。

2 前項の領収書には、それぞれ次の表の当該右欄に掲げる形式の印影を使用しなければならない。

1	企業出納員が使用する領収印	 <p>注 1 寸法は直径25mmとする。 2 24. 4. 1は領収の日付とする。 3 インキ色は、藍色とする。</p>
2	現金取扱員及び公金徴収事務等受託者が使用する領収印	 <p>注 1 寸法は直径24mmとする。 2 現金取扱員の後に番号を付す。 3 24. 4. 1は領収の日付とする。 4 インキ色は、朱色とする。</p>
3	出納取扱金融機関が使用する領収印	金融機関の届出により管理者が認めた領収印
4	収納取扱金融機関が使用する領収印	

(甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程の一部改正)

第3条 甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程(昭和28年11月管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

別表会計規程附属諸様式目次中「第40号・・・現金取扱員領収印」を「第40号・・・削除」に改め、「第87号・・・収納金払込書兼領収書(3枚複写)」の次に「第88号・・・領収印印影届出書(新規・変更)」を加える。

第44号様式を次のように改める。

第44号様式 削除

第87号様式の次に次の1様式を加える。

第88号様式

第88号様式(第23条関係)

領収印印影届出書(新規・変更)

平成 年 月 日

甲府市上下水道局 様

金融機関 _____ 印

甲府市上下水道会計規程第23条第2項に規定する「水道料金等の収納業務に使用する領収印」の印影を次のとおり届けます。

◎水道料金・下水道使用料	◎下水道事業受益者負担金
◎下水道使用料(未賦額)	◎その他()

<問い合わせ先>
 部署名: _____ 担当: _____ 連絡先: _____

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第6号

甲府市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成24年3月30日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

甲府市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程
甲府市水道事業給水条例施行規程（平成10年2月管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「及び第23条の2第2項」及び「及び第23条の2第1項」を削る。

第18条第3項中「第11条第2項」を「第11条第1項」へ改める。

第20条の2を削る。

第21条第2項中「条例第29条第4項に規定する加入金及び」を削る。

第24条中「、第23条の2」を削る。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

甲府市上下水道局告示第12号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成24年3月6日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (土木) 130102号
- (2) 工事名 下水道改良工事（管渠更新H23-2）
- (3) 工事場所 甲府市相生一丁目地内
- (4) 工期 平成24年7月31日まで
- (5) 工事概要 施工延長 L=136.7m、管渠更生工（既設管径φ700）

L=131.2m、取付管更生工 8箇所、取付管接合部更生工 9箇所、付帯工 一式
※適用工法については、自立管で公的機関の審査証明を得ている工法とする。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (6) 予定価格 39,112,500円
（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、甲府市上下水道局における入札参加資格「土木一式」の等級が「A」であるもの1者又は「B」であるもの1者。
- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (3) 現在、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、かつ平成12年4

月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として同種工事の施工従事経験を有し、当該建設者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。

なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

- (4) 管更生工法【自立管（公的機関の審査証明を取得している技術）】の専門技術を取得した作業責任者を常駐させ、その業務に従事させられること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれていない者でないこと。
- (8) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成24年3月6日（火）～平成24年3月15日（木）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 平成24年3月6日（火）～平成24年3月15日（木）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成24年3月28日（水） 午前9時
- (2) 場所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 請負契約書作成の要否：要
- (4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 談合の禁止及び談合に対する措置
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することが

- あり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (6) 現場説明会は行わない。
 - (7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第13号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成24年3月6日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (土木) 130103号
- (2) 工事名 下水道改良工事（管渠更新H23-3）
- (3) 工事場所 甲府市丸の内一丁目地内
- (4) 工期 平成24年6月29日まで
- (5) 工事概要 施工延長 L=174.0m、管渠更生工（既設管径φ300）
L=50.6m、管渠更生工（既設管径φ350）L=118.6m、取付管更生工 4箇所、取付管接合部更生工 6箇所、付帯工 一式
※適用工法については、自立管で公的機関の審査証明を得ている工法とする。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- (6) 予定価格 16,285,500円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「土木一式」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、甲府市上下

水道局における入札参加資格「土木一式」の等級が「A」であるもの1者又は「B」であるもの1者。

- (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事（(2)に掲げる工事等）への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に配置できる者であること。
なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。
- (4) 管更生工法【自立管（公的機関の審査証明を取得している技術）】の専門技術を取得した作業責任者を常駐させ、その業務に従事させられること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (8) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成24年3月6日（火）～平成24年3月15日（木）
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約/入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 平成24年3月6日（火）～平成24年3月15日（木）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

イ 場 所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成24年3月28日(水) 午前9時5分
(2) 場 所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程(昭和39年4月規程第2号)及び甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

8 その他

- (1) 入札保証金：免除
(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。
(3) 請負契約書作成の要否：要
(4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合(工事関係者事故に

係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。)は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第14号

甲府市上下水道局契約規程(昭和39年4月規程第2号)及び甲府市契約規則(昭和50年12月規則第66号)第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成24年3月6日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 入札対象工事

- (1) 入札番号 (舗装) 110132号
(2) 工事名 (路-1) 路面復旧工事
(3) 工事場所 甲府市丸の内二丁目地内(甲府市立舞鶴小学校の北)他1箇所
(4) 工期 平成24年7月6日まで
(5) 工事概要 表層工・再生密粒度アスコン A=773㎡(A構造・t=5cm)、表層工・再生密粒度アスコン A=107㎡(B構造・t=5cm)、上層路盤工・瀝青安定処理 A=107㎡、(B構造・t=10cm)、区画線工 一式
なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
(6) 予定価格 14,585,550円
(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における建設工事「舗装」の競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者職務代理者の本工事にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 甲府市内に本店を有し、契約締結日の1年7か月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受け、これに係る経営事項審査結果通知書（以下、「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提出できる者で、直近の経営事項審査結果通知書の「舗装」の総合評定値（P）が650点以上であるもの1者。
 - (2) 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事の中から対象工事と同種工事の施工実績を有する者。（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
 - (3) 平成12年4月1日以降に監理技術者、主任技術者又はCORINSに登録されている担当技術者として、同種工事（(2)に掲げる工事等）への施工従事経験を有し、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3か月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に配置できる者であること。
なお、配置予定技術者の変更については、病休・死亡・退職等の甲府市上下水道局が認める理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。
 - (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
 - (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれていない者でないこと。
 - (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
 - (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がない者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 3 入札説明書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成24年3月6日（火）～平成24年3月15日（木）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
 - (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124
 - (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
 - (4) 申請書等の受付期間及び場所

- ア 期間 平成24年3月6日（火）～平成24年3月15日（木）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市相生二丁目17番1号
電話055-237-5124

- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 平成24年3月28日（水） 午前9時10分
 - (2) 場所 甲府市役所 相生仮本庁舎1号館3階 入札室
甲府市相生二丁目17番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/105に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するので、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
 - (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付
ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。
 - (3) 請負契約書作成の要否：要
 - (4) 落札者が契約締結までの間に2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった

場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が2週間以下のものを除く。）は、契約を締結しない。また、甲府市は損害賠償の責めを負わないものとする。

(5) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(6) 現場説明会は行わない。

(7) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

甲府市上下水道局告示第15号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第1号の規定により告示する。

平成24年3月6日

甲府市上下水道事業管理者職務代理人
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

指定番号 第372号
指定業者名 上野設備
所在地 山梨県甲州市塩山下塩後364-4
代表者 上野陽一

甲府市上下水道局告示第16号

甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号）第6条にかかわる甲府市下水道工事指定店として、次の工事施工業者を指定したので、甲府市下水道工事指定店規程（平成19年4月1日規程第30号）第11条の規定により告示する。

平成24年3月6日

甲府市上下水道事業管理者職務代理人
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

指定年月日 平成24年3月6日

指定番号 第338号
指定店名 上野設備
所在地 甲州市塩山下塩後364-4
代表者氏名 上野 陽一

甲府市上下水道局告示第17号

次の公印を廃止したので、甲府市上下水道局公印管守規程第6条2項の規定により、これを告示する。

平成24年3月21日

甲府市上下水道事業管理者職務代理人
甲府市上下水道局業務部長 小宮山 稔

1 廃止した公印

- (1) 種別 庁印
- (2) 名称 取扱員領収印
- (3) ひな形 9
- (4) 寸法 方25mm
- (5) 印材 ゴム
- (6) 書体 かい書
- (7) 用途 現金の収納
- (8) 個数 1個



2 公印の廃止日 平成24年3月31日

甲府市災害対策本部

甲府市災害対策本部規程第2号

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

甲府市災害対策本部長
甲府市長 宮島雅展

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程

甲府市災害対策本部活動規程（昭和39年8月災害対策本部規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 企画部の部を次のように改める。

企画部 (企画部長) リニア交通政策調整監、地域政策調整監及び議会事務局長は、部長を補佐する。	企画総室 (企画総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事 2 部内の庶務に関する事 3 各部との連絡に関する事
		政策班 (政策課長)	各部の応急対策活動の調整及び推進に関する事
	リニア交通室 (リニア交通室長)	交通政策班 (交通政策課長)	部内各班への応援に関する事
		担当課長班 (リニア政策担当課長)	
	企画財政室 (企画財政室長)	財政班 (財政課長)	1 本部活動費の経理に関する事 2 その他災害の経理に関する事
		行政改革推進班 (行政改革推進課長)	部内各班への応援に関する事

地域政策室 (地域政策室長)	南北地域振興班 (南北地域振興課長)	部内各班への応援に関する事
	中心市街地振興班 (中心市街地振興課長)	
議会事務総室 (議会事務総室長)	議会総務班 (総務課長)	1 市議会議員との連絡に関する事 2 部内各班への応援に関する事
	議事調査班 (議事調査課長)	

別表第1 総務部の部市長室の款担当課長班の項を次のように改める。

担当課長班 (市民の声担当課長) (シティプロモーション担当課長) (病院事業管理担当課長)	秘書班への応援に関する事
---	--------------

別表第1 環境部の部環境総室の款を次のように改める。

環境総室 (環境総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事 2 部内の庶務に関する事 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関する事
	環境保全班 (環境保全課長)	部内各班への応援に関する事

別表第1 都市建設部の部計画指導室の款を次のように改める。

計画指導室 (計画指導室長)	都市計画班 (都市計画課長)	1 都市計画事業実施中の道路橋梁等の被害状況調査に関する事 2 区画整理区域内の応急対策に関する事 3 被災宅地危険度判定に関する事
	都市整備班 (都市整備課長)	1 道路、橋梁等の被害状況調査に関する事 2 道路、橋梁等の応急修理に関する事 3 警戒区域の状況の防災対策班への伝達に関する事

		4 交通規制への協力及び交通安全に関すること。
建築指導班 (建築指導課長)		1 災害時の建築指導に関すること。 2 被災者に対する建築相談に関すること。 3 建築基準法(昭和25年法律第201号)の施行に関する報告に基づき「災害時の報告」をするための調査に関すること。 4 住宅金融支援機構の災害住宅貸付に伴う特別な建築確認審査業務に関すること。 5 非常災害時における仮設建築物に対する制限の緩和をする区域(建築基準法第85条)を指定する業務に関すること。 6 被災建築物応急危険度判定に関すること。
甲府駅周辺土地区画整理班 (甲府駅周辺土地区画整理課長)		部内各班への応援に関すること。

別表第1 上下水道部の部業務総室の款を次のように改める。

業務総室 (業務総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関すること。 4 部に係る災害予算及び経理に関すること。 5 応急対策の計画推進に関すること。 6 上水道、下水道の被害状況の記録統計に関すること。 7 災害時に必要な機械器具、車両、材料等の調達及び保管に関すること。 8 節水、断水及び給水の宣伝に関すること。
	経営企画班 (経営企画課長)	
	会計班 (会計課長)	
	工事検査班 (工事検査課長)	

別表第1 上下水道部の部営業管理室の款を次のように改める。

営業管理室 (営業管理室長)	営業班 (営業課長)	応急給水に関すること。
	給排水班 (給排水課長)	

別表第1 教育部の部生涯教育振興室の款を次のように改める。

生涯教育振興室 (生涯教育振興室長)	文化振興班 (文化振興課長)	文化財の被害状況の調査及び保全措置に関すること。
	国民文化祭班 (国民文化祭課長)	部内各班への応援に関すること。
	スポーツ振興班 (スポーツ振興課長)	
	生涯学習班 (生涯学習課長)	
	図書館班 (図書館長)	

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

甲府市地震災害警戒本部

甲府市地震災害警戒本部規程第2号

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成24年3月30日

甲府市地震災害警戒本部長
甲府市長 宮 島 雅 展

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程

甲府市地震災害警戒本部活動規程（昭和54年11月地震災害警戒本部規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 企画部の部を次のように改める。

企画部 (企画部長) リニア交通政策調整監、地域政策調整監及び議会事務局長は、部長を補佐する。	企画総室 (企画総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事 2 部内の庶務に関する事 3 各部との連絡に関する事
		政策班 (政策課長)	1 各部の活動の総合調整に関する事 2 発災後に備えての応急対策の計画及び推進に関する事
	リニア交通室 (リニア交通室長)	交通政策班 (交通政策課長) 担当課長班 (リニア政策担当課長)	部内各班への応援に関する事
	企画財政室 (企画財政室長)	財政班 (財政課長)	1 本部活動費の経理に関する事 2 発災に備えての備蓄類の予算措置に関する事
		行政改革推進班 (行政改革推進課長)	部内各班への応援に関する事
地域政策室 (地域政策室長)	南北地域振興班 (南北地域振	部内各班への応援に関する事	

興課長)

中心市街地振興班
(中心市街地振興課長)

議会事務総室
(議会事務総室長)

議会総務班
(総務課長)
議事調査班
(議事調査課長)

1 市議会議員との連絡に関する事。
2 部内各班への応援に関する事。

別表第1 総務部の部市長室の款担当課長班の項を次のように改める。

担当課長班 (市民の声担当課長) (シティプロモーション担当課長) (病院事業管理担当課長)	秘書班への応援に関する事。
---	---------------

別表第1 環境部の部環境総室の款を次のように改める。

環境総室 (環境総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。 3 部の管理に属する施設等への情報伝達及び応急対策の指示に関する事。
	環境保全班 (環境保全課長)	部内各班への応援に関する事。

別表第1 都市建設部の部計画指導室の款を次のように改める。

計画指導室 (計画指導室長)	都市計画班 (都市計画課長)	1 発災後の応急対策の計画推進に関する事。 2 都市計画施設管理の応急対策に関する事。 3 区画整理区域内の応急対策に関する事。 4 組合施行の土地区画整理事業の応急対策に関する事。 5 都市計画街路の保全確保に関する事。 6 被災宅地危険度判定に関する事。
	都市整備班 (都市整備課長)	1 交通規制への協力及び交通安全に関する事。 2 緊急物資輸送路及び避難路の確保に関する事。

		3 市が管理する道路、橋梁等の危険箇所点検と応急対策に関する事。
	建築指導班 (建築指導課長)	1 建築相談に関する事。 2 被災建築物応急危険度判定に関する事。
	甲府駅周辺土地区画整理班 (甲府駅周辺土地区画整理課長)	部内各班への応援に関する事。

別表第1 上下水道部の部業務総室の款を次のように改める。

業務総室 (業務総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する事。 2 部内の庶務に関する事。 3 部の管理に属する施設等への情報伝達及び応急対策の指示に関する事。 4 職員の動員に関する事。 5 緊急貯水等に関する住民への宣伝活動に関する事。 6 応急用資材、車両等の整備点検及び緊急調達に関する事。 7 避難場所及び一時収容施設の緊急給水設備等の点検調整に関する事。 8 他市町村との相互応援給水等に関する事。
	経営企画班 (経営企画課長)	
	会計班 (会計課長)	
	工事検査班 (工事検査課長)	

別表第1 上下水道部の部営業管理室の款を次のように改める。

営業管理室 (営業管理室長)	営業班 (営業課長)	1 緊急給水活動の確認及び準備に関する事。 2 緊急貯水等に関する住民への宣伝活動に関する事。
	給排水班 (給排水課長)	

別表第1 教育部の部生涯教育振興室の款を次のように改める。

生涯教育振興室 (生涯教育振興室長)	文化振興班 (文化振興課長)	文化財の保全措置に関する事。
	国民文化祭班 (国民文化祭課長)	部内各班への応援に関する事。

	長)	
	スポーツ振興班 (スポーツ振興課長)	
	生涯学習班 (生涯学習課長)	
	図書館班 (図書館長)	

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

任免辞令

(市長事務部局)
 企画部 危機管理対策室 危機管理担当課長 秋山 悟
 退職を承認する

以上 発 令 日 平成24年 3月21日

矢崎 正美

事務職員に採用する
 行政事務職を命ずる
 企画部危機管理対策室危機管理担当課長を命ずる

以上 発 令 日 平成24年 3月22日

総務部		部長	工藤 眞 幸
総務部	契約管財室	管財課	統括主任 中澤 吉 春
企画部		部長	中村 茂
市民生活部	市民生活総室	市民課	主任 渡辺 きぬ子
市民生活部	市民協働室	消費生活センター	作業主任 神宮寺 重美
市民生活部	中道支所		室長 土橋 利 男
市民生活部		上九一色出張所	課長 渡辺 治 夫
税務部	税務総室	資産税課	課長補佐 三澤 正美
福祉部	高齢者・障害者支援室		室長 二宮 康 樹
環境部	廃棄物対策室	収集課	技能主任 平松 修 二
環境部	廃棄物対策室	収集課	作業主任 野沢 健 司
環境部	廃棄物対策室	収集課	作業主任 笠井 俊 香
環境部	廃棄物対策室	処理課	作業主任 千野 香 和
産業部	市場経営室		室長 望月 清 宏
都市建設部	都市建設総室		室長 若月 雅 宏
都市建設部	都市基盤整備室		室長 宮澤 正 光
都市建設部	都市基盤整備室	公園緑地課	技能主任 志村 国 治
都市建設部	都市基盤整備室	公園緑地課	主幹 三浦 茂
都市建設部	都市基盤整備室	道路河川課	作業主任 山田 謙
庁舎建設部		部長	阪本 俊 美
会計室		室長	川合 義 文
市立甲府病院	診療部	技師長補佐	堀内 道 夫
市立甲府病院	診療支援部	技師長	海野 勇 藏
市立甲府病院	放射線部	技師長	木村 守 子
市立甲府病院	看護部	准看護師	矢崎 恵 子
市立甲府病院	看護部	看護師長	鷹左右 和 子
(各通)			

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

企画部	部長	市川 行 治
甲府市職員		樋口 明 弘
(各通)		

甲府地区広域行政事務組合への派遣を解く

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

市民生活部	市民生活総室	市民課	課長補佐	河野 治
福祉部	福祉総室	健康衛生課	主任	中澤 由 実
福祉部	福祉総室	健康衛生課	主任	長澤 美 紀
福祉部	子ども家庭支援室	児童保育課	主任	渡邊 加代子
福祉部	子ども家庭支援室	児童保育課	主任	山下 智 子
福祉部	子ども家庭支援室	児童保育課	主事	安富 由起子
環境部	廃棄物対策室	収集課	技能主任	津金 良 幸
都市建設部	都市基盤整備室	公園緑地課	技能主任	井上 厚 彦
市立甲府病院	診療部		医長	平野 光 正
市立甲府病院	診療部		医師	塚原 恵 子
市立甲府病院	看護部		主任	藤 卷 美 奈
市立甲府病院	看護部		技師	上島 正 恵
市立甲府病院	看護部		技師	小清水 里 佳

退職を承認する

(教育委員会)

教育部	小学校	技能主任	新藤 十六夜
-----	-----	------	--------

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

教育部	生涯教育振興室	生涯学習課	課長補佐	石橋 晴 夫
教育部	小学校		作業主任	今村 きくゑ

(各通)

退職を承認する

以上 発 令 日 平成24年 3月31日

(上下水道局)

業務部	営業管理室	室長	嶋 秀 樹	
工務部	技術管理室	課長	小池 貴 仁	
工務部	みず管理室	課長	森澤 昇 毅	
工務部	工務総室	管理計画課	主幹	溝口 毅

業務部	営業管理室	営業課	課長補佐	藤田一重
業務部	営業管理室	給排水課	課長補佐	清水秀夫
工務部	技術管理室	施設維持課	係長	藤巻一郎
工務部	みず管理室	浄水管理課	係長	保泉紀生

(各通)

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

業務部	営業管理室	営業課	主任	加賀美順子
業務部	営業管理室	給排水課	主任	末木美和子

(各通)

退職を承認する

以上 発 令 日 平成24年 3月31日

--	--